

第二次七宗町人権施策推進指針



令和 7 年 3 月
七 宗 町

目次

第1章 人権施策推進指針の改定にあたって

1 指針改定の趣旨と背景.....	2
2 指針の基本理念.....	3
3 指針の位置づけ.....	4
4 指針の期間.....	4

第2章 人権施策の推進

1 人権教育の推進.....	6
2 人権啓発の推進.....	10
3 分野別施策の推進.....	13
① 女性の人権.....	13
② 子どもの人権.....	16
③ 高齢者の人権.....	19
④ 障がいのある人の人権.....	22
⑤ 同和問題（部落差別）.....	25
⑥ 外国人の人権.....	28
⑦ 感染症患者等（エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病患者、新型コロナウイルス感染症）の人権.....	30
⑧ 犯罪被害者とその家族の人権.....	33
⑨ 刑を終えて出所した人の人権（再犯防止計画）.....	35
⑩ インターネットによる人権侵害.....	38
⑪ 性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権.....	40
⑫ 災害に伴う人権問題.....	43
⑬ その他の人権.....	45

第3章 資料.....47

1 用語解説.....	48
2 関係法令等.....	50



第 1 章 人権施策推進指針の改定にあたって

1 指針改定の趣旨と背景

日本国憲法には、「基本的人権※の尊重」を3つの原則の1つとして位置づけ、「基本的人権」を誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等に保障される権利としています。

平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関わる法律」が施行され本町では令和2年3月に「七宗町人権施策※推進指針」を策定しました。

現代社会において、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化により、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への事実に基づかない偏見と差別などが社会問題化してします。また近年では、性的指向及び性自認を理由とする偏見と差別、職場におけるハラスメント、スマートフォンの急速な普及によるさまざまなSNSの利用拡大に伴うインターネット上の誹謗中傷や個人情報の流失や匿名性を悪用した書き込み、また2020年（令和2年）から流行した、新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、これに関連する感染者や医療従事者への不当な差別、偏見等も新たな人権問題となりました。

このような問題を解決するべく近年でも、女性や子ども、高齢者、障がい者、同和問題、性的少数者、外国人等の個別の人権問題に対する法整備が進められるとともに、社会情勢の変化による新たな人権問題について対応するための取組が進められています。

本町では、様々な社会的背景や、国・県の動向を踏まえ「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、様々な環境で生じる人権問題に対応する施策に対して、担当課を中心に取り組みを進めてきました。取り組みを進める中で、住民生活の変化を把握しながら人権を守ることが求められており、【「七宗町 人権についての町民意識調査」（令和5年10月16日から令和5年11月6日実施）以下「町民意識調査」という。】の結果等を踏まえ、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための見直しを行い七宗町人権施策推進指針の第二次改定を実施しました。

2 指針の基本理念

基本理念

町民一人ひとりの人権が尊重されるまちを目指して

これまでの第一次指針では、「七宗町第五次総合計画」の基本方針を継承し「思いやりと
こころ豊かな人が住むまち“七宗”」を基本理念として推進してきました。

しかしながら、私たちの周りには、様々な偏見や差別など人権に関する深刻な問題が多
く発生しており、以前として「人権が尊重される社会」の実現が大きな課題となっております。

この課題を解決するために、町民同士がつながり家族や地域を支える力をはぐくむこと
ができるよう、人権に含まれる個別課題が、より広く、より深く「人権の問題」として「響
き合い、重なり合う」ような教育・啓発の推進が求められています。

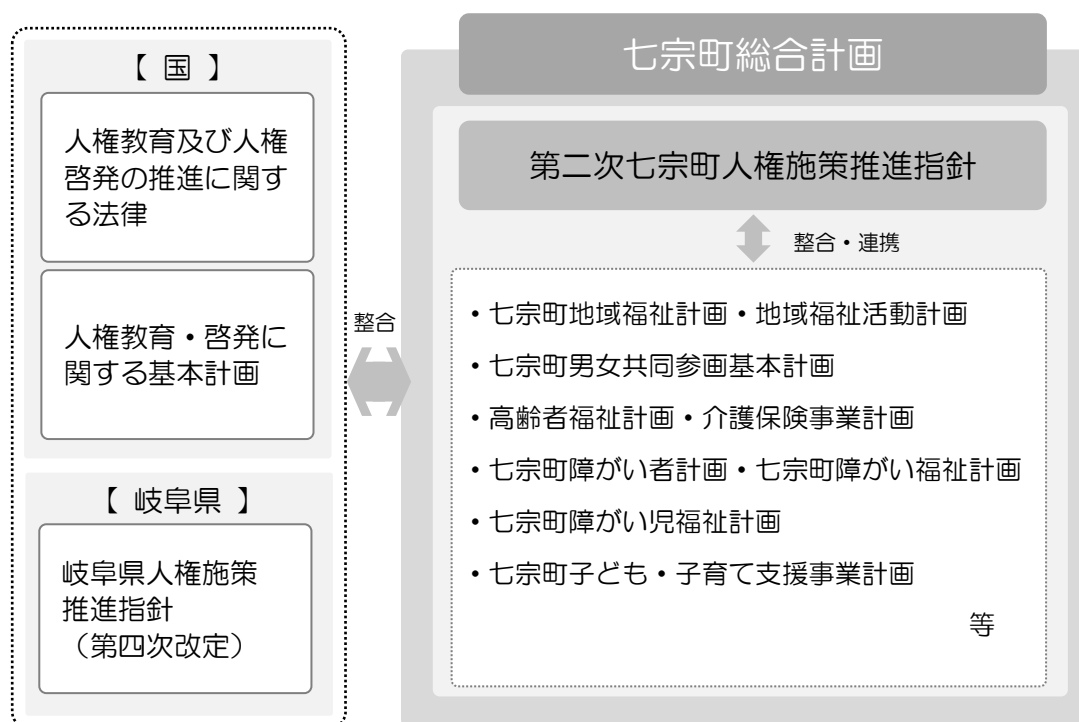
また、第一次指針を策定した時の社会情勢から、一人ひとりの個性を重視し、多様性が
より尊重される社会へと変化してきました。

そのため、第二次指針の基本理念として、町民一人ひとりが違うという多様性を尊重し、
「町民一人ひとりの人権が尊重されるまち」を目指し、人権に関する総合的かつ効果的な
取組の推進及び町民の理解促進を基本理念として推進してまいります。

3 指針の位置づけ

この指針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針（第4次改定）」の趣旨を本町の人権施策に反映させたものであり、この指針により人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、「七宗町総合計画」等関係計画との整合性を図るとともに、関係計画を推進する上での人権に関する指針となるよう位置づけます。



4 指針の期間

本指針の推進期間は、2025年度から2029年度までの5年間とします。また、本指針の推進期間中においても、社会情勢や住民意識の変化、施策の達成に向けた変更等が生じる場合には、必要に応じて弾力的かつ柔軟に見直し、その成果を踏まえて期間終了後も人権に関する総合的かつ効果的な取り組みが継続できるよう進めます。

2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
第二次七宗町人権施策推進指針				



第2章 人権施策の推進

1 人権教育の推進

（１）現状と課題

人権教育とは、「人権尊重※の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいい、基本的人権の尊重の精神を正しく身につけることとされています。

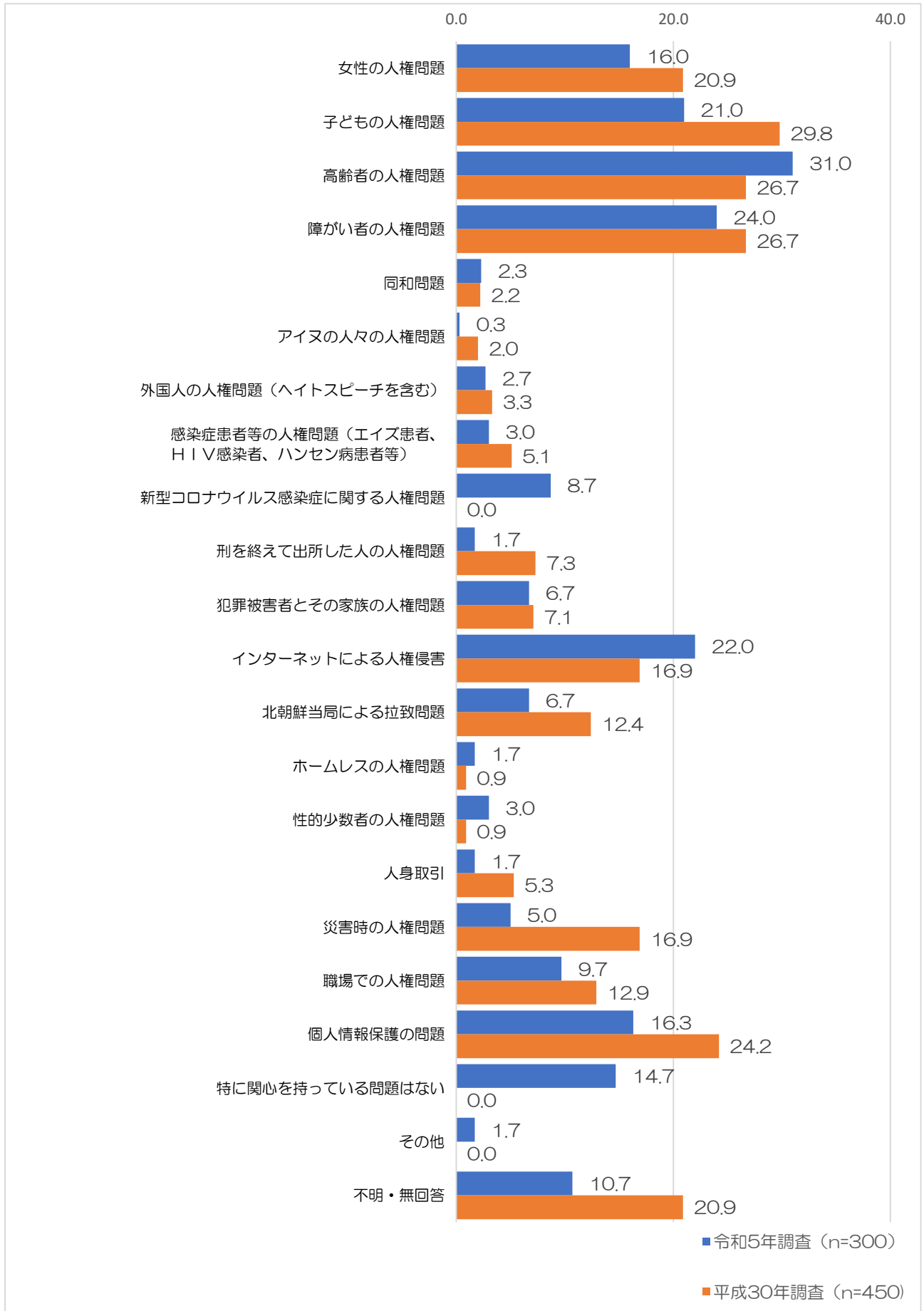
地域の実情を踏まえつつ、住民一人ひとりが自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性や様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中でいかしていく行動が取れるように、学校教育、社会教育・生涯学習を通じて推進していく必要があります。

「町民意識調査」のなかで特に関心をもっている問題はどれか問うと「高齢者の人権」が31.0%と最も高く、次いで「障がい者の人権問題」が24.0%、「インターネットによる人権侵害」が22.0%となっております。なかでも、近年急速発達している「インターネットによる人権侵害」では、前回調査の時は16.9%だったことに対し、今回の調査では、22.0%と5.1%上昇しています。これは、近年急速に発達しているインターネットを活用したSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した匿名での誹謗中傷が社会問題となっており、当町でも関心が高くなっていることがうかがえます。

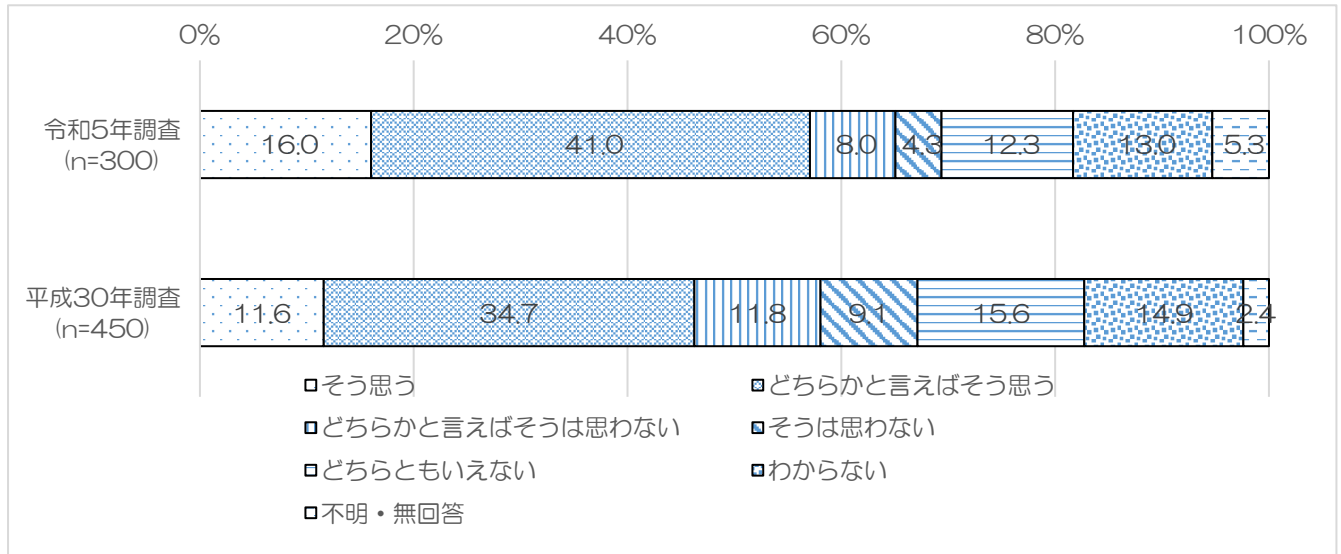
高齢者の人権問題、障がいのある人の人権問題など様々な人権問題に共通して、人権問題は人々の生活の場である地域社会において、世代、性別、障がいの有無、国籍・民族を超えて、すべての人が互いに尊重し合い、共に生きがいを持って豊かに暮らせる環境づくりに向けて、住民が自ら人権尊重社会の確立の担い手であることを認識し、人権教育・啓発に主体的に取り組むことが重要となっています。

このような観点から家庭・学校・地域・企業に向けて、地域で活躍する各種関係団体の果たす役割に着目し、地域住民の相互理解を深めるための各種研修会・交流活動・ボランティア活動や地域コミュニティを中心とした人権教育に取り組みやすい環境づくりを支援します。

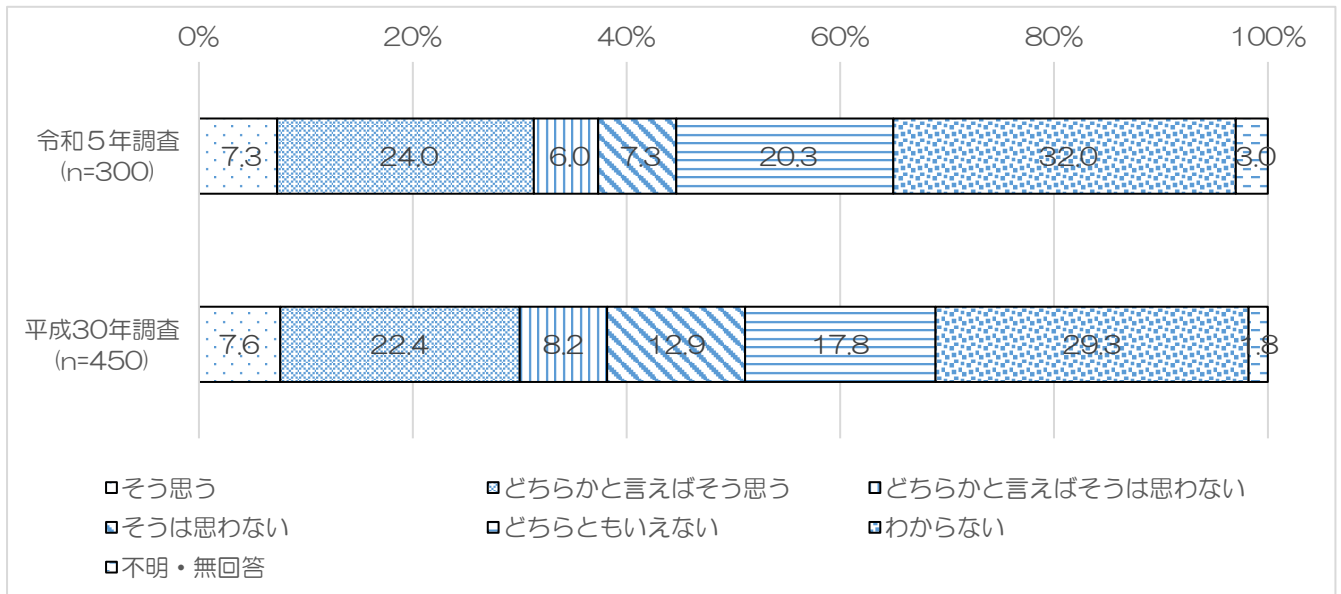
【現在関心を持っている人権問題はどの問題ですか】



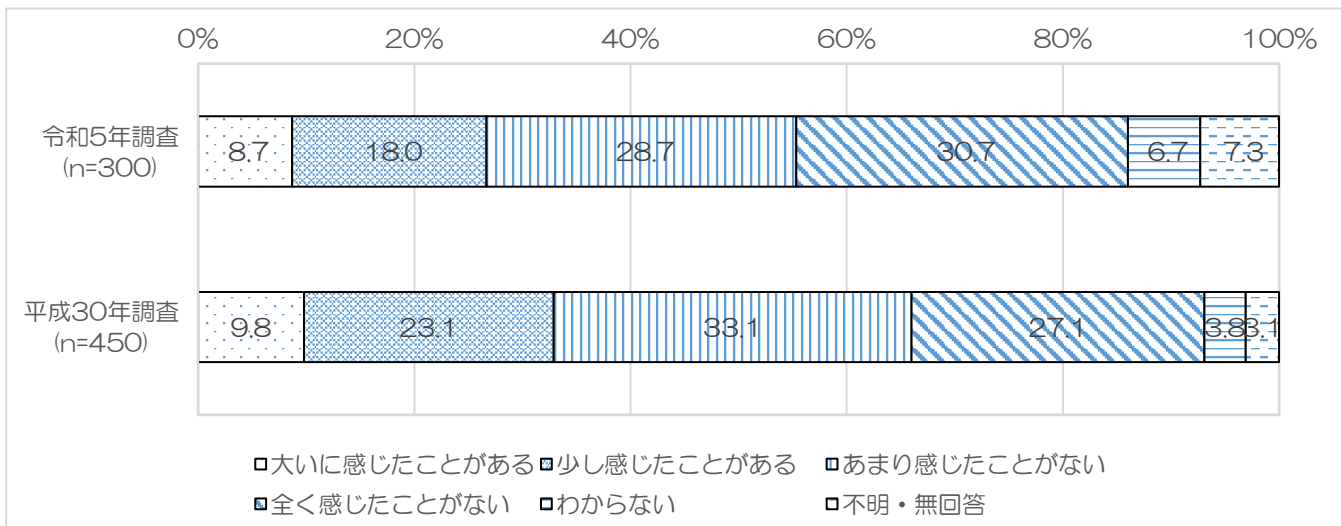
【身近で一人ひとりの人権は守られているとおもいますか】



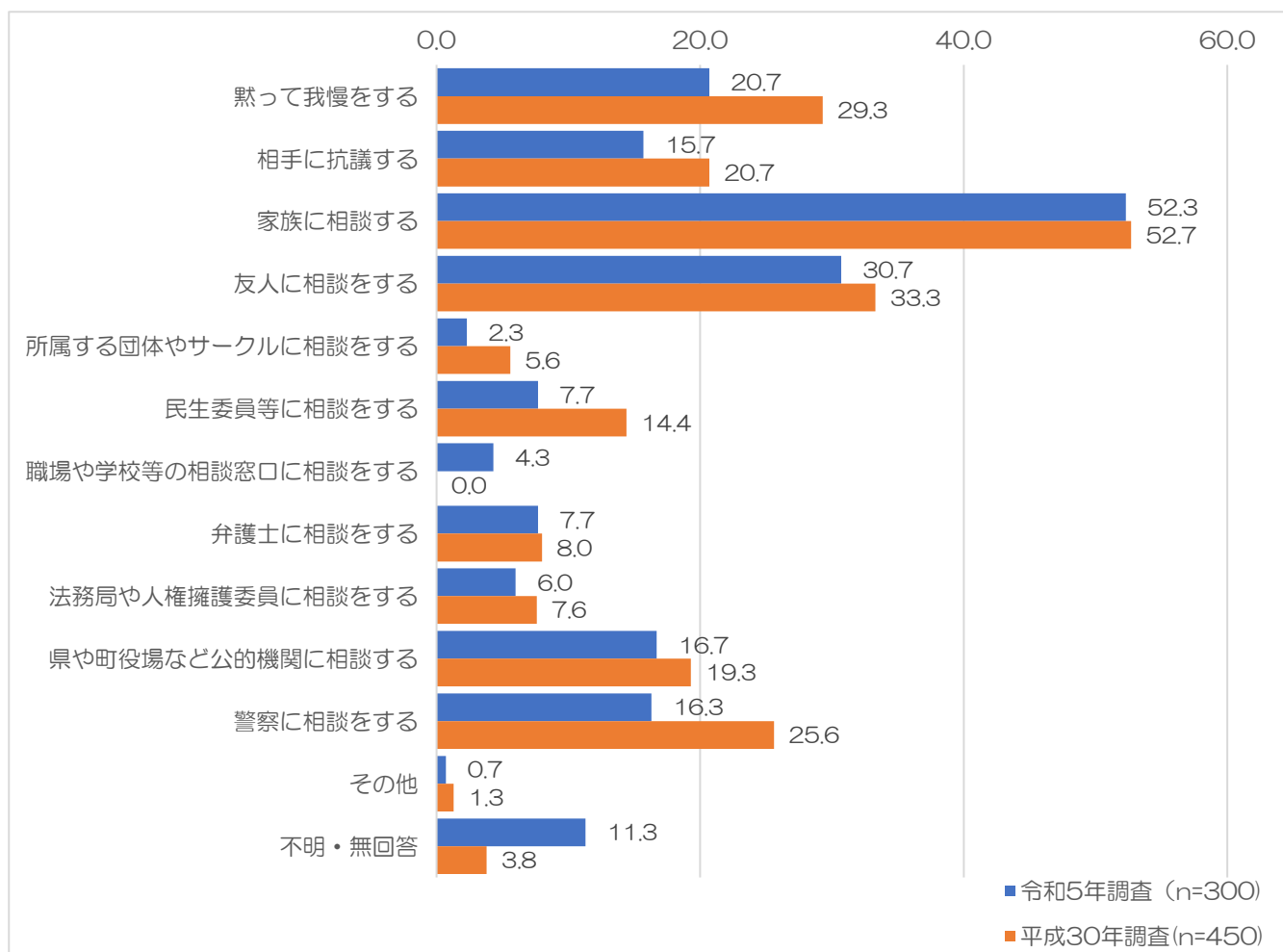
【町民一人ひとりの人権意識は5年前に比べて高くなっていると思いますか】



【これまでに人権侵害(暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など)されたと感じたことがありますか】



【もしも人権侵害を受けた場合、どのように対応しますか】



（２）施策の方向

事業名	取り組み内容
学校教育における人権教育の推進	○全教育活動を通じて児童・生徒の人権意識を培い、生活の中で生きて働く力を育成する教育の充実を図ります。
教職員の研修の充実	○人権教育の観点に立った授業研究を充実させます。
人権擁護委員の研修の充実	○人権擁護委員の指導・相談技能を高めるため、研修の充実を図ります。
人権相談の充実	○人権擁護委員による相談を偶数月に設置し、相談窓口の充実を図ります。
国・県などとのネットワークの充実	○適切なアドバイスを得るために、各機関と連携、ネットワークの充実を図ります。

2 人権啓発の推進

(1) 現状と課題

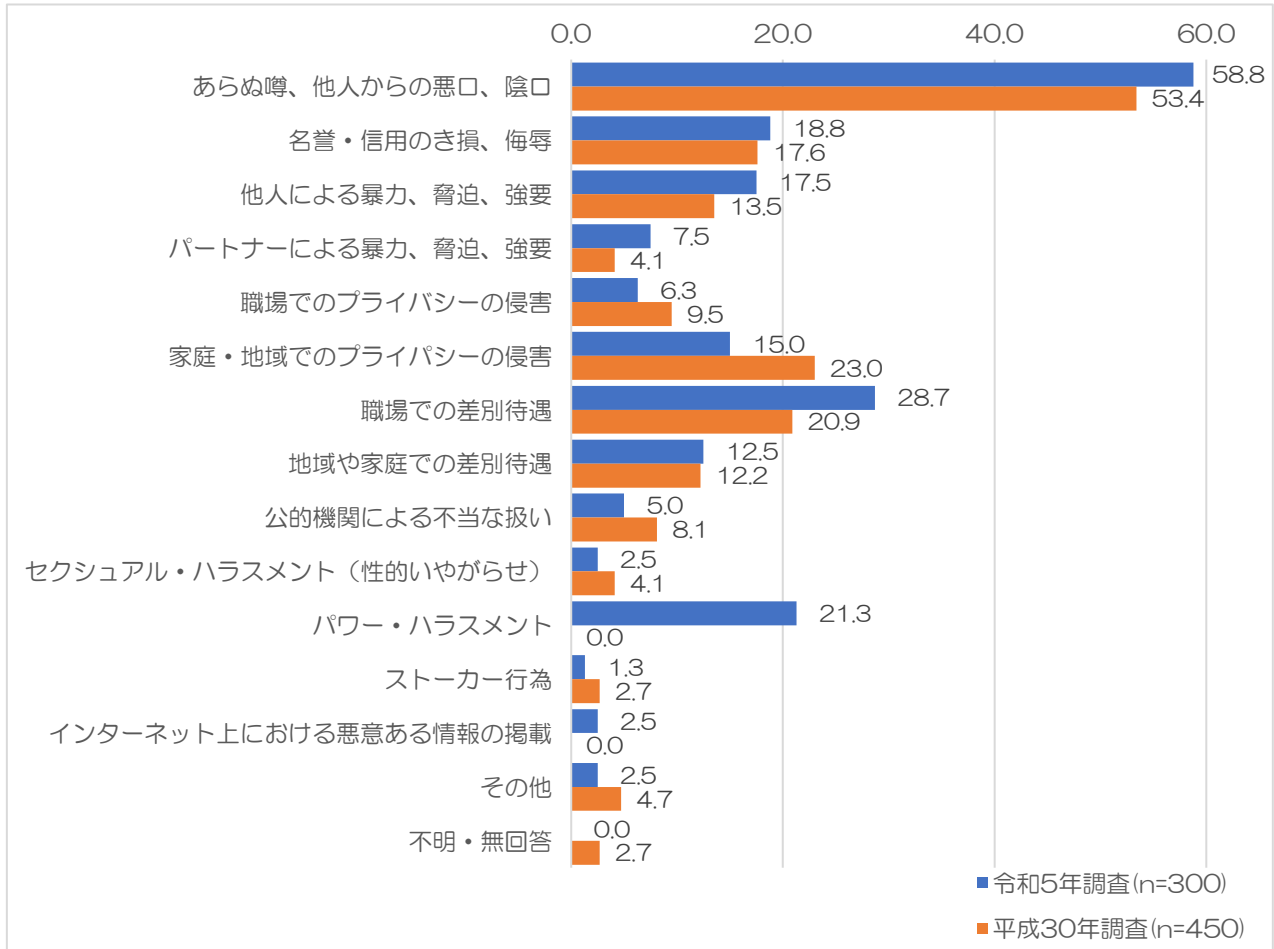
人権に関する諸問題の多くは、人々が他人に対して抱く意識や感情から生じています。住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権についても十分配慮した行動がとれるようにすることが必要です。

「町民意識調査」によると、これまでに人権を侵害されたと感じたことのある人の人権侵害の内容をみると、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」の割合が58.8%と最も高く、次いで「職場での差別待遇」の割合が28.7%となり、社会情勢を鑑み追加した「パワー・ハラスメント」の割合が21.3%となっています。前回の町民意識調査と比較すると2番目に人権侵害をされたと感じていた「家庭・地域でのプライバシー侵害」の割合は8.0%下がり、3番目の「職場での差別待遇」は7.8%上昇しています。その他4項目で前回調査から割合が上昇しています。

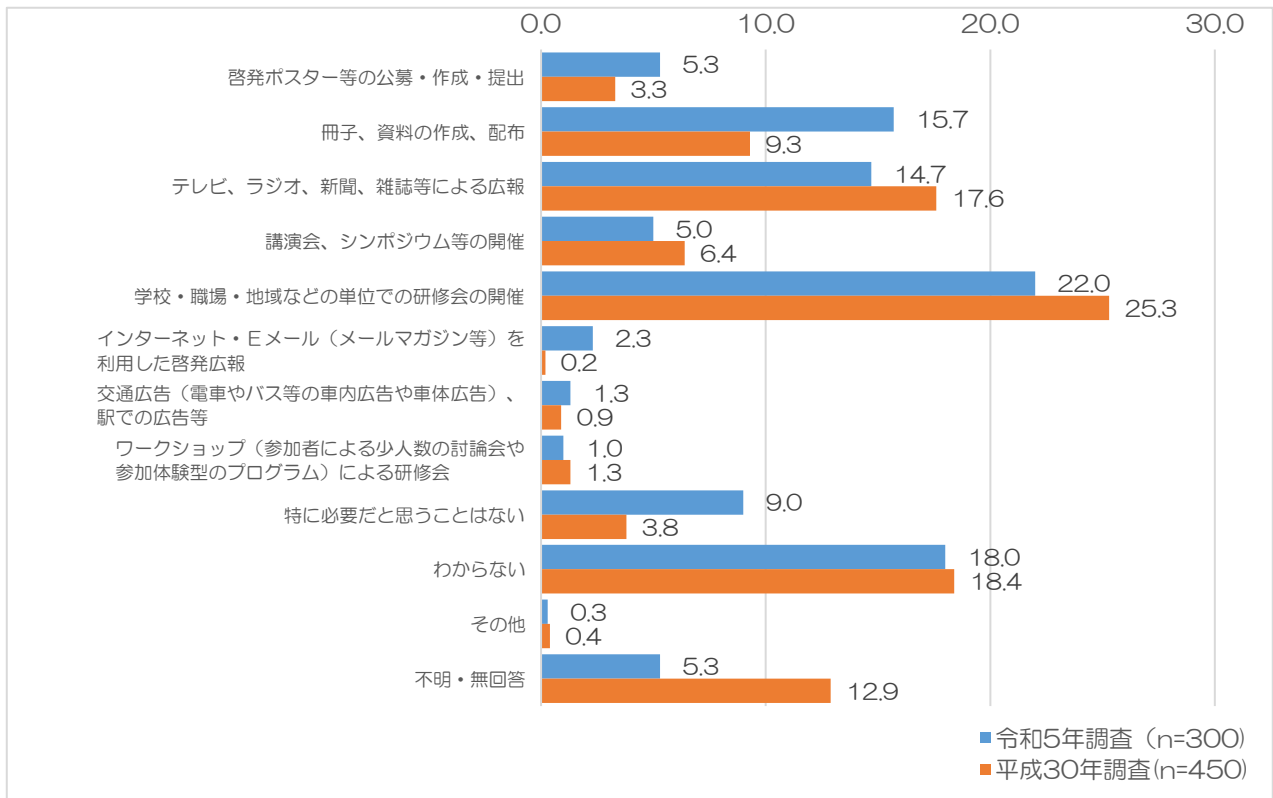
また、人権侵害に関する住民の認識を深めるために必要なこととして、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」の割合が22.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が18.0%、「冊子、資料の作成、配布」の割合が15.7%となっており前回調査と比較すると「啓発ポスター等の公募・作成・提出」が2.0%、「冊子、資料の作成、配布」が6.4%高くなっています。

人権啓発活動は、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものであることから、本町においては、各種イベントへの参加、広報紙への掲載、パンフレット・リーフレットなどの配布、ポスターの掲示など効果的な活動を検討しつつ、住民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念を日常生活の中で、自覚し、定着するように人権啓発を行っていきます。

【どのような人権侵害を受けたと感じましたか】



【人権侵害に関する住民の認識を深めるためにどのようなことが必要だと思いますか】



(2) 施策の方向

事業名	取り組み内容
ポスター掲示などによる人権啓発の推進	○各公共施設に人権の大切さを訴える啓発ポスターを掲示し、人権啓発の推進を図ります。
イベントによる人権啓発の推進	○町内のイベントなどでの啓発活動を推進します。
国・県および関係団体との連携	○人権擁護委員会が中心となり、国や県などと一体となって幅広い啓発活動を行います。
各種広報媒体を活用した啓発活動	○人権啓発についての、広報誌やホームページへの掲載を行います。

3 分野別施策の推進

① 女性の人権

(1) 現状と課題

女性問題については、国において、昭和 60 年（1985 年）の「女子差別撤廃条約」の批准以降、「男女共同参画社会基本法^{*}」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定等が進められています。

また、近年では平成 27 年（2015 年）「女子の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の法整備が進められ、女性を取り巻く社会情勢の変化や男女が平等にあらゆる分野で活躍できるよう令和 2 年（2020 年）と令和 4 年（2022 年）に法改正され環境の整備が行われています。

岐阜県においては平成 31 年（2019 年）に、「岐阜県男女共同参画計画（第 4 次）」「岐阜県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 4 次）」が策定されています。

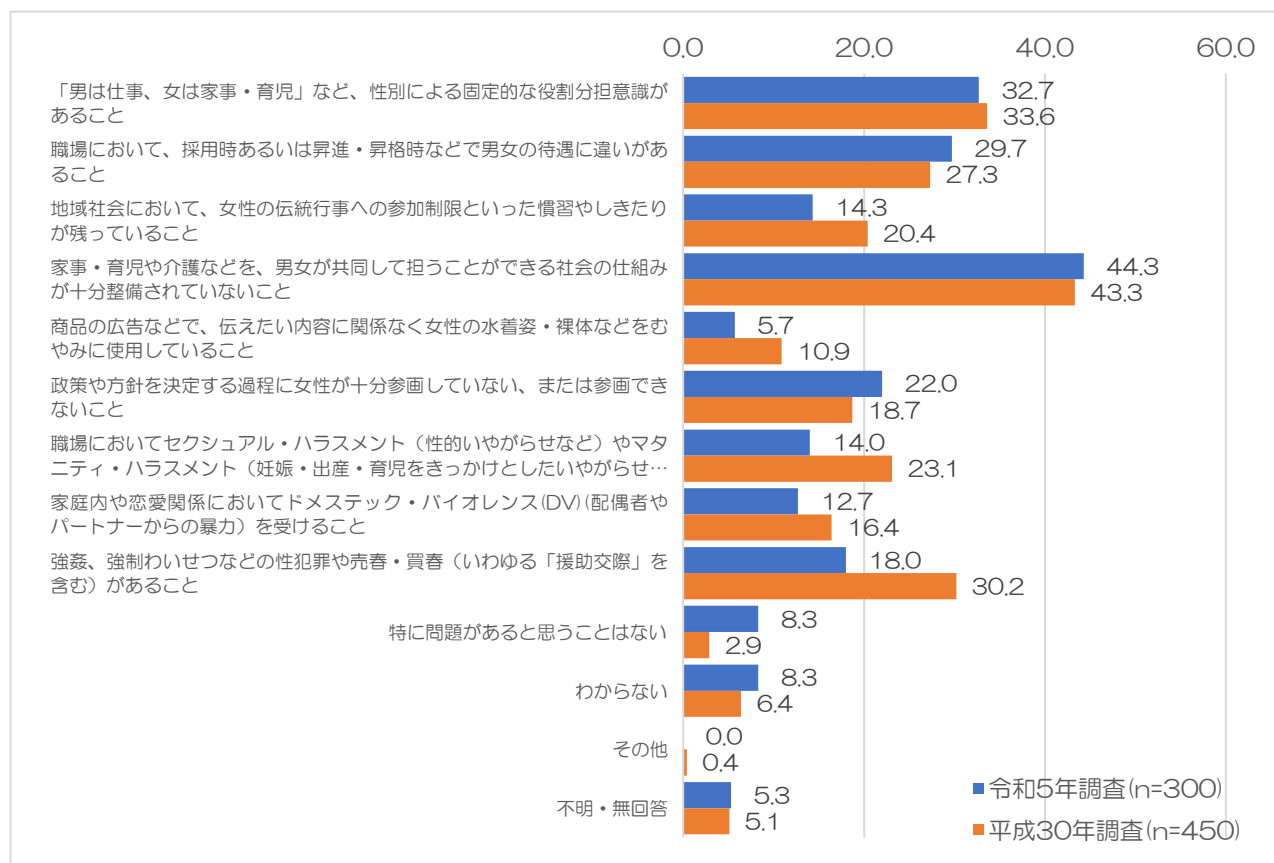
そのような中、本町では令和 5 年（2023 年）に「七宗町第二次男女共同参画基本計画」が策定され、新たに固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に社会進出しやすい町づくりを啓発・推奨しています。

町民意識調査でも、女性に関する人権問題について特に問題のあると思うことは、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分でないこと」の割合が一番高く 44.3%次いで、「『男は仕事、女は家事・育児』など、性別による固定的な役割意識があること」の割合が 32.7%、「職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に違いがあること」が 29.7%となっています。

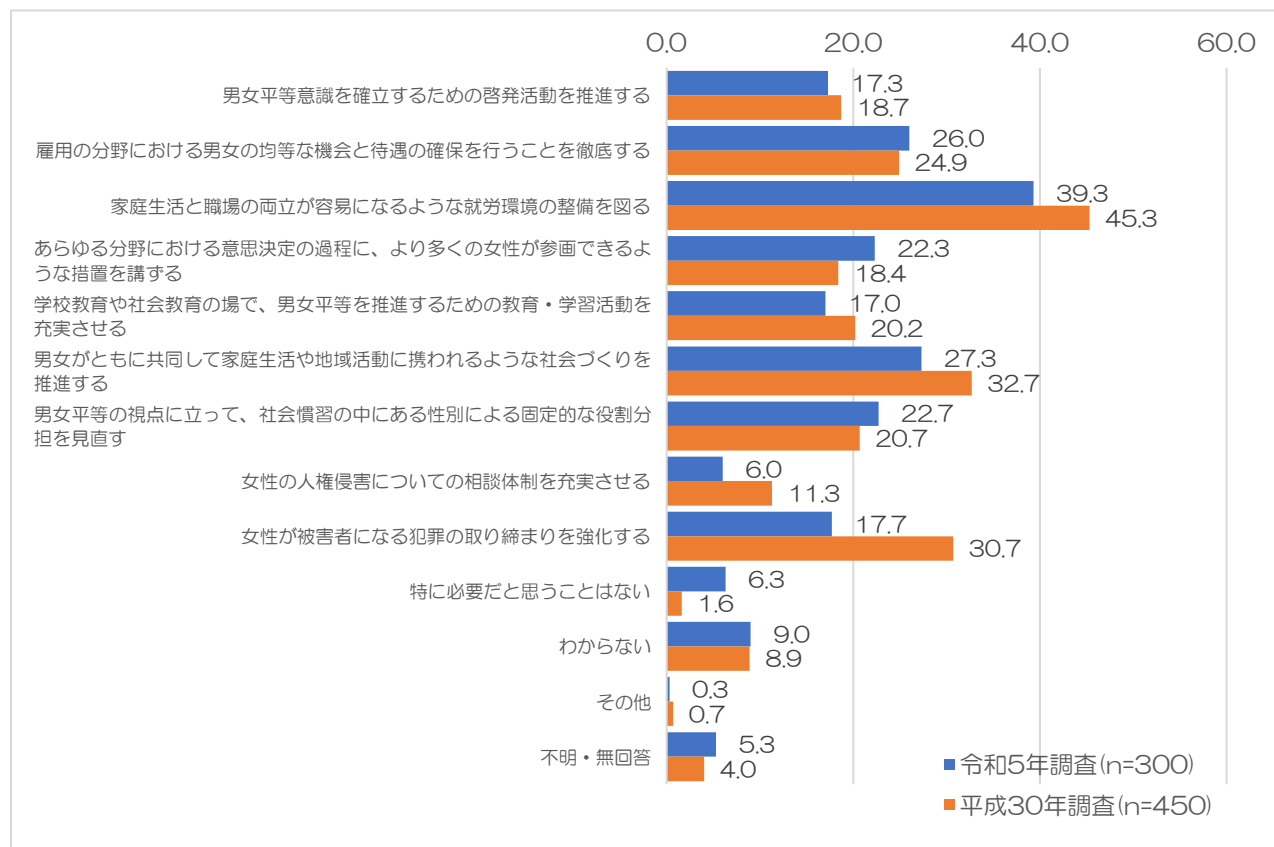
女性の人権を尊重していくために必要なことは「家庭生活と職場の両方が容易になるような就労環境の整備を図る」の割合が 39.3%と最も高く、次いで「男女が共に共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくりを推進する」の割合が 27.3%「雇用の分野における男女の均等な待遇の確保を行うことを徹底する」の割合が 26.0%となっています。

今回の調査の結果から、男女が共に家事・育児や介護を行うことや、性別役割分担意識の解消が必要との意見が多く、「男は仕事、女は家事」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に残っており、男女が平等ではないという意識が根強く残っています。男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されている中、性別に関わりなく、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、取り組みを一層推進していくことが求められます。

【女性の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか】



【女性の人権を尊重していくためには、どのようなことが必要だと思いますか】



(2) 施策の方向

事業名	取り組み内容
女性に対する性被害・DV※被害の無いまちづくりの推進	○女性の性被害・DV被害未然に防止するため、性被害・DV被害についての啓発・教育を推進するとともに、被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が相互に連携し、被害者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。
母子保健事業の推進	○子育て世代包括支援センターを活用し、子育て世帯の母親の相談体制の充実を図り、妊娠期から子育て期に至るまで、切れ目ない支援を行います。
男女共同参画によるまちづくりの推進	○家庭や地域社会、職場などで固定的な性別的役割負担の意識によることなく、一人ひとりが個人として活躍できるまちづくりを推進します。

② 子どもの人権

(1) 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン、携帯ゲーム機などの普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの数が年々減少する一方で、子育て・保育に関するサービス利用は増加し、ニーズも多様化しています。いじめや児童虐待、不登校やひきこもり、子どもの貧困など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。本町においても、平成25年（2013年）に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、令和6年（2024年）に「七宗町いじめ防止対策推進条例」を策定し、子どもの人権を保護するための取り組みを進めています。

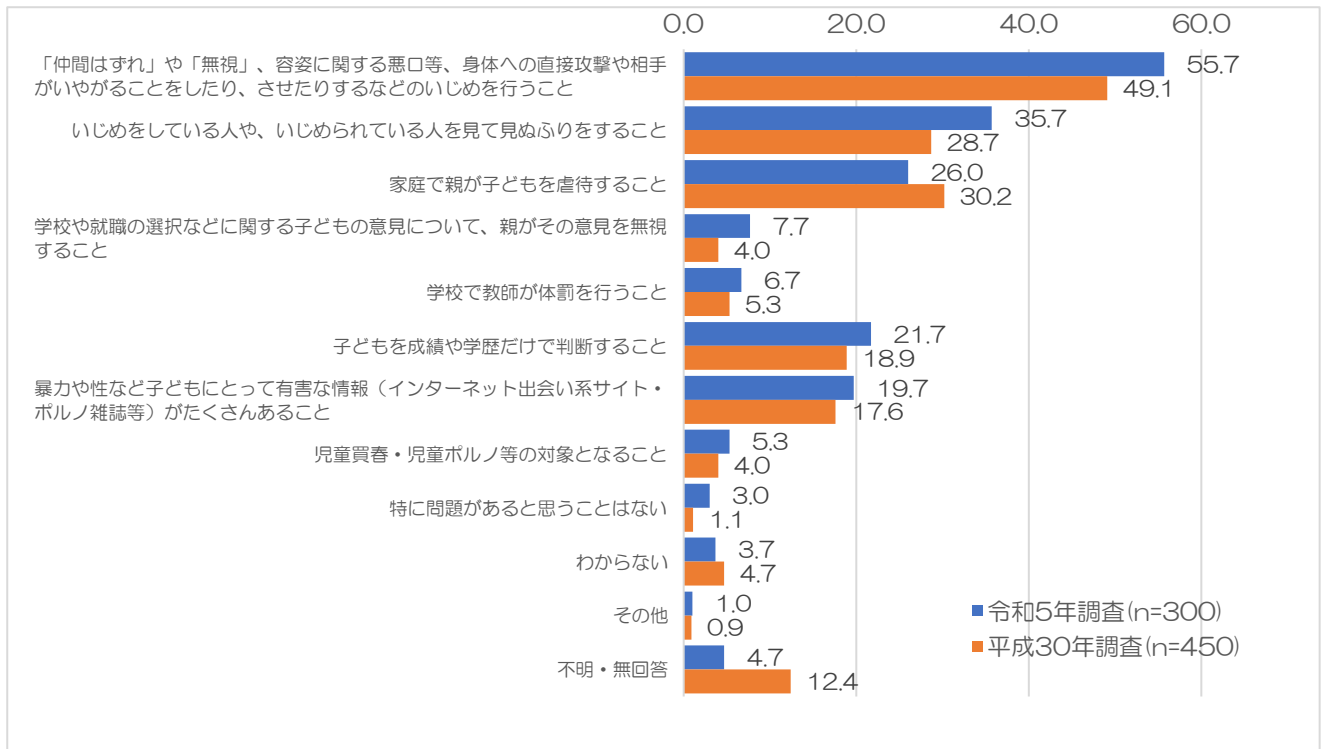
全国的に少子高齢化が進行する中、本町においても、年少人口（0～14歳）が減少傾向にあるとともに、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。そのため、子育て環境の変化に対応し、令和6年（2024年）に「第3期七宗町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域社会全体で子ども・子育てを支援する体制の構築を目指しています。

町民意識調査によると、子どもに関する人権問題について、特に問題があると思うことは、『仲間はずれ』や『無視』、容姿に関する悪口等、身体への直接攻撃や相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめを行うこと」の割合が55.7%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」の割合が35.7%、「家庭で親が子どもを虐待すること」の割合が26.0%となっています。

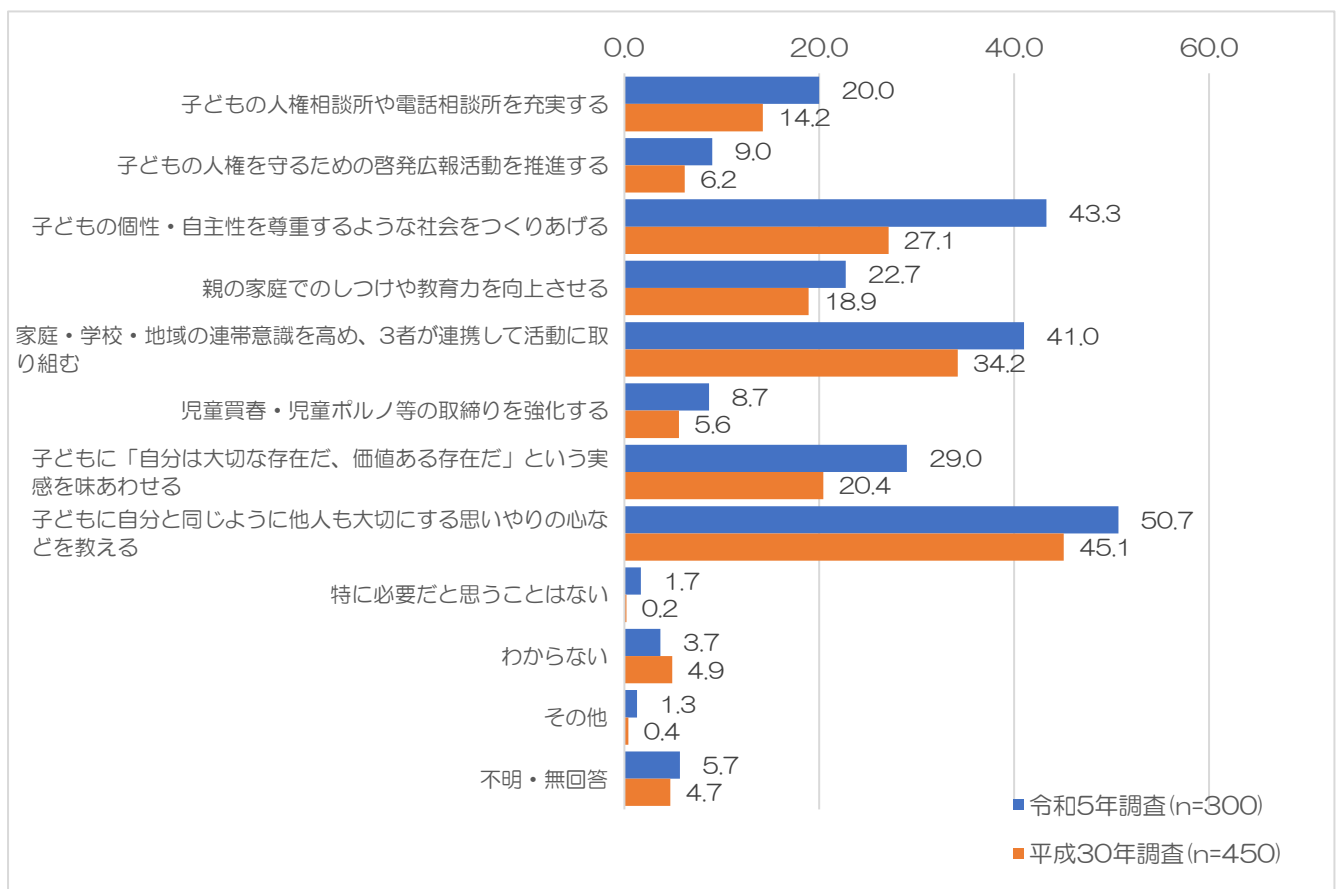
また、子どもの人権を尊重するために必要なことは「子どもに自分と同じように他人も大切に思う思いやりの心などを教える」の割合が50.7%、「子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくりあげる」の割合が43.3%、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3者が連携して活動に取り組む」の割合が41.0%となっており、町民一人ひとりが思いやりの心を持ち、家庭・学校・地域が連携することや子ども自身への教育や保護者や家庭へ働きかけることが求められています。

本町では、いじめ不登校等の問題について、広報誌を通じて虐待防止の啓発を行うとともに、定期的にいじめ未然防止・対策委員会及び定例教頭会におけるいじめ不登校対策会議を実施し、現状の交流や方策の検討に取り組んでいます。今後、児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するために、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題解決のために相談・支援体制の充実が必要となっています。

【子どもの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか】



【子どもの人権を尊重するためには、どのようなことが必要だとおもいますか】



(2) 施策の方向

事業名	取り組み内容
人権擁護委員による小・中学生への人権啓発活動	○人権擁護委員が小・中学校に訪問し、身近な人権問題（いじめなど）について啓発を行います。
児童虐待の防止、早期発見・早期対応の推進	○児童虐待の防止を図るために、町民への啓発を図るとともに相談体制の充実に努めます。 事案の早期発見・早期対応に向けた関係機関との連携強化に努め、支援体制の整備を行います。
学校教育における人権教育の推進	○障がいのある人、高齢者、妊産婦の人等との関わりの大切さを指導しつつ、様々な人との交流などを行い、お互いを認め合う人間性豊かな児童・生徒の育成を推進します。
スクールカウンセラー、相談員の指導力向上	○スクールカウンセラーや相談員に対する研修会などを設け、指導力の向上を図るとともに、各学校の要望によりスクールカウンセラーの派遣を行います。
教職員に対する人権研修の充実	○教職員に対する人権教育研修を計画的に実施するとともに、人権教育担当教員に対する専門的研修の実施、全教職員に対して資質向上のための研修を行います。

③ 高齢者の人権

(1) 現状と課題

我が国の高齢化率※は急速に進行し、人口のおよそ29.1%（令和6年版高齢社会白書より）となっており、本町においても、令和6年4月1日現在で48.7%と約2人に1人が65歳以上となっています。

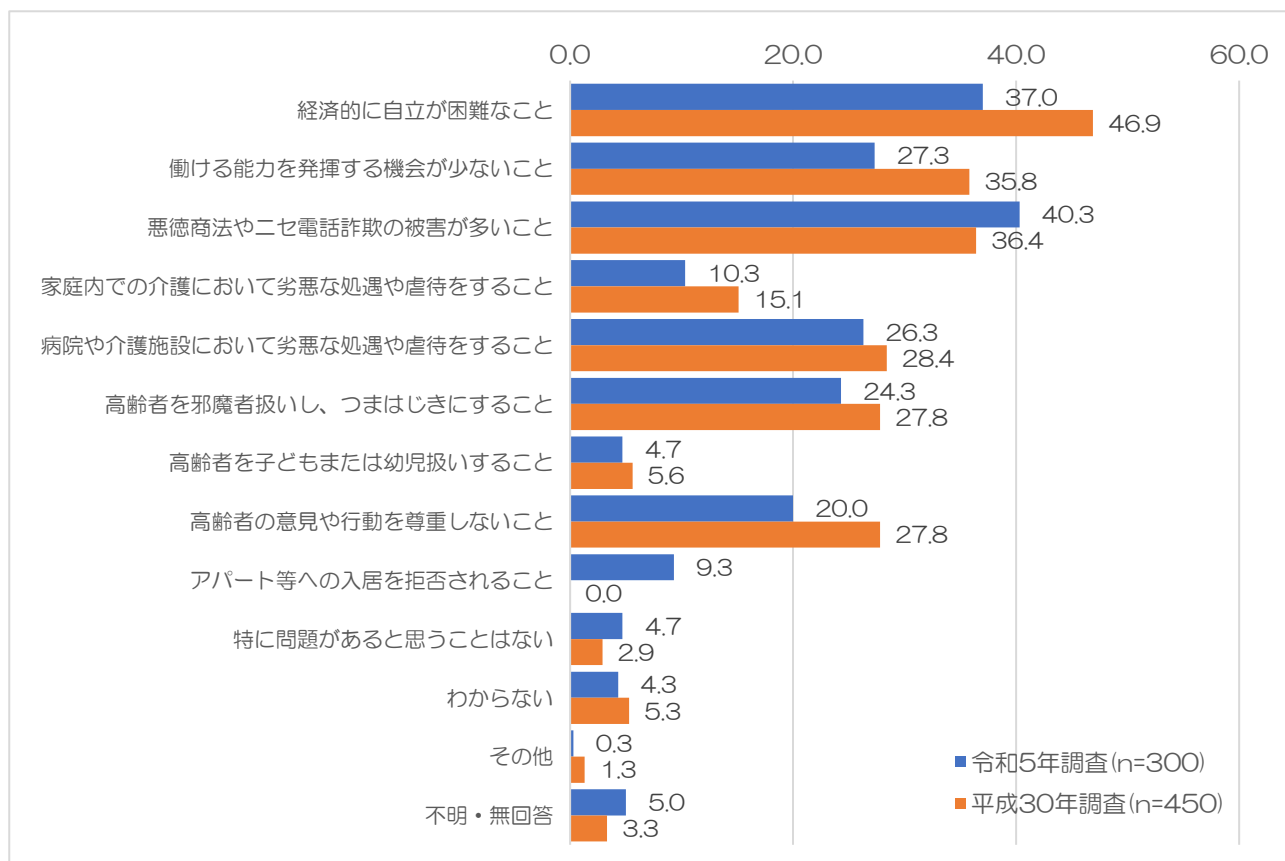
今後、さらに少子高齢化が進む本町においては、支援を必要とする高齢者や家族が孤立しないように地域全体での見守りや支え合いの体制づくりをはじめ、高齢者虐待や消費被害等の発生を予防する仕組みづくりや高齢者自身の意思決定が尊重される社会と高齢者の権利を擁護する体制の充実が求められています。

町民意識調査によると、高齢者に関する人権問題について特に問題があると思うことは、「悪徳商法や偽電話詐欺の被害が多い事」の割合が40.3%、「経済的に自立が困難なこと」の割合が37.0%、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」の割合が27.3%となっています。

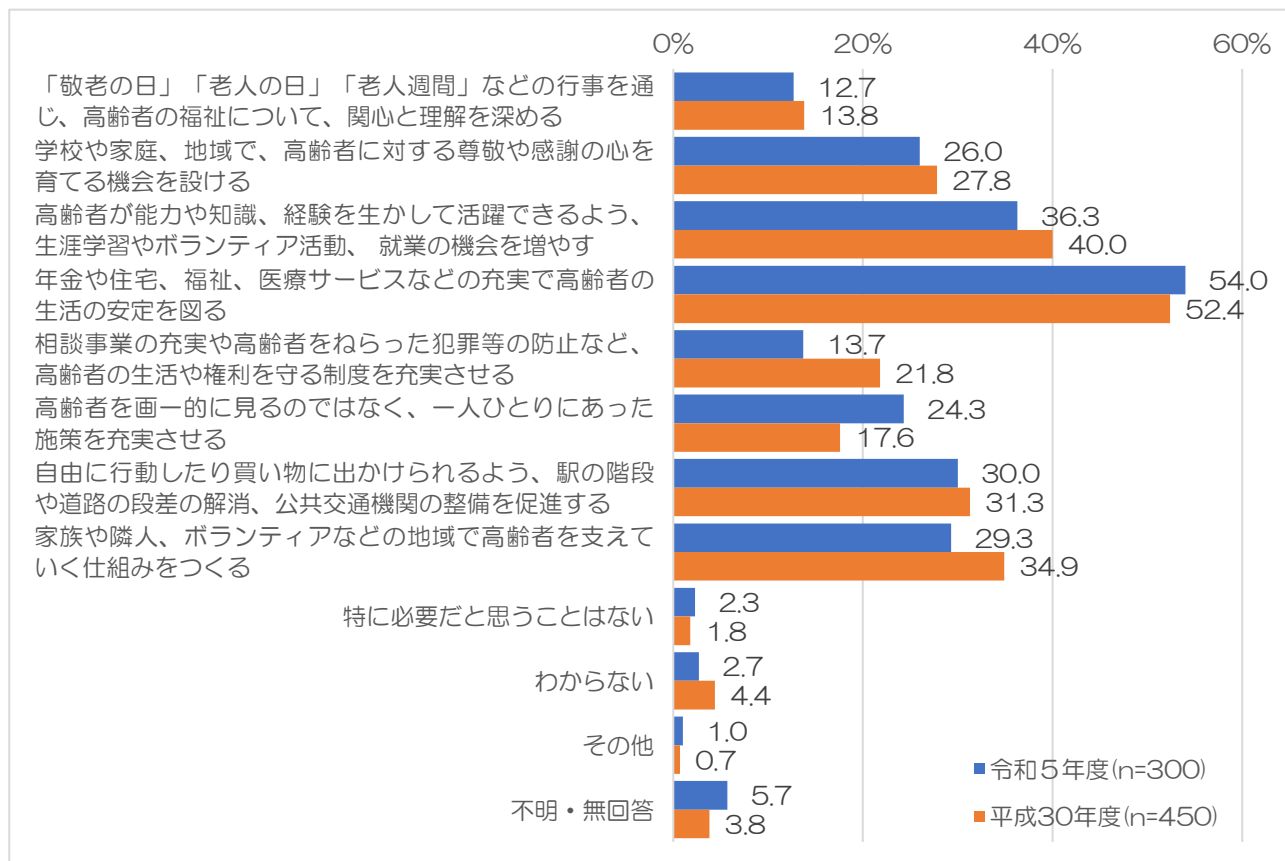
また、町民意識調査によると、高齢者の人権を尊重するために必要なことは、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどの充実で高齢者の生活の安定を図る」の割合が54.0%、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」の割合が36.3%、「自由に行動したり買い物に出かけられるよう、駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備を促進する」の割合が30.0%となっています。前回調査時に関心のあった項目の中で、「高齢者を画一的に見るのではなく、一人ひとりにあった施策を充実させる」が前回より高くなっています。

支援が必要な高齢者の急増が予測されている中、高齢者の自立を支える支援体制の構築や、高齢者の権利を擁護する体制が求められており、高齢者への人権を尊重する意識の向上のため、いろいろな場や機会を活用した啓発活動を行うとともに、高齢者の意欲と能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保、知識や経験を生かした場の拡大など高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりも求められています。本町では、健康教室の開催や町内の福寿会と連携し、軽スポーツや座ったままできる運動などを活用しながら、画一的な高齢者という視点ではなく、一人ひとりが選択し参加できる施策を実施しております。

【高齢者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか】



【高齢者の人権を尊重するためには、どのようなことが必要だとおもいますか】



(2) 施策の方向

事業名	取り組み内容
ひとり暮らし高齢者などへの在宅福祉サービスの充実	○ひとり暮らしの高齢者などが安心して自立した生活ができるよう配食サービスの実施や生活支援バス等の買い物支援事業の充実を図ります。
高齢者の社会参加の推進	○閉じこもりがちな高齢者に対し、地区サロンへの参加を勧め、社会的孤立感の解消を図るとともに、社会福祉協議会との連携を図りながら地域に高齢者の集いの場を作るなど、認知症予防対策の充実を図ります。
高齢者への人権啓発活動の推進	○高齢者への人権を尊重する意識の向上のため、いろいろな場や機会を活用した啓発活動を行います。
保育園、学校などでの高齢者との交流の充実	○授業参観や季節行事などの学校行事を通して、高齢者との交流を図り、高齢者を尊重する意識の育成を図ります。
健康教室や地域行事を活用した一人ひとりにあったイベントの充実	○高齢者の積極的な社会進出を促し、個々のニーズに応じたイベントを開催することで地域の交流の場の増加を図り、健康増進、社会的孤立感の解消を目的とした各種イベントの充実を図ります。

④ 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

国においては、平成26年（2014年）に「障害者権利条約」を締結し、同条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として施行された「障害者差別解消法※」が令和6年（2024年）に改正されました。この法律では、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが義務化されました。

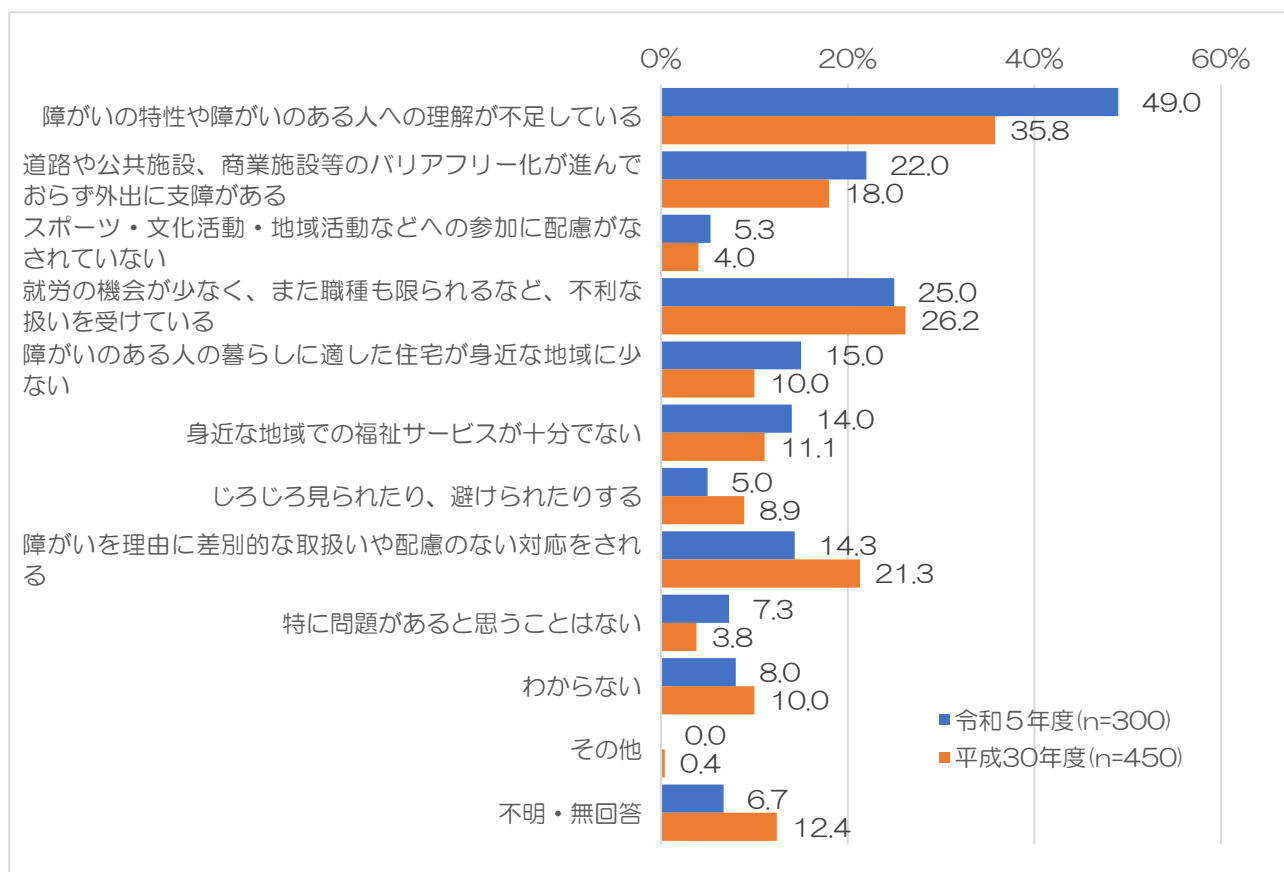
また、障がい者雇用において障がい者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」等を平成18年（2006年）に制定し、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」平成24年（2012年）に制定し、障がい者に対する虐待の予防と早期発見、早期対応が求められています。

町民意識調査によると、障がいのある人に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「障がいの特性や障がいのある人への理解が不足している」の割合が49.0%、「就労の機会が少なく、また職種も限られるなど不利な扱いを受けている」の割合が25.0%、「道路や公共施設、商業施設等のバリアフリー化が進んでおらず外出に支障がある」の割合が22.0%となっており、前回調査時と比べると障がいに対する認識については改善がみられるものの、障がいに対する理解が十分でない状況がうかがえます。

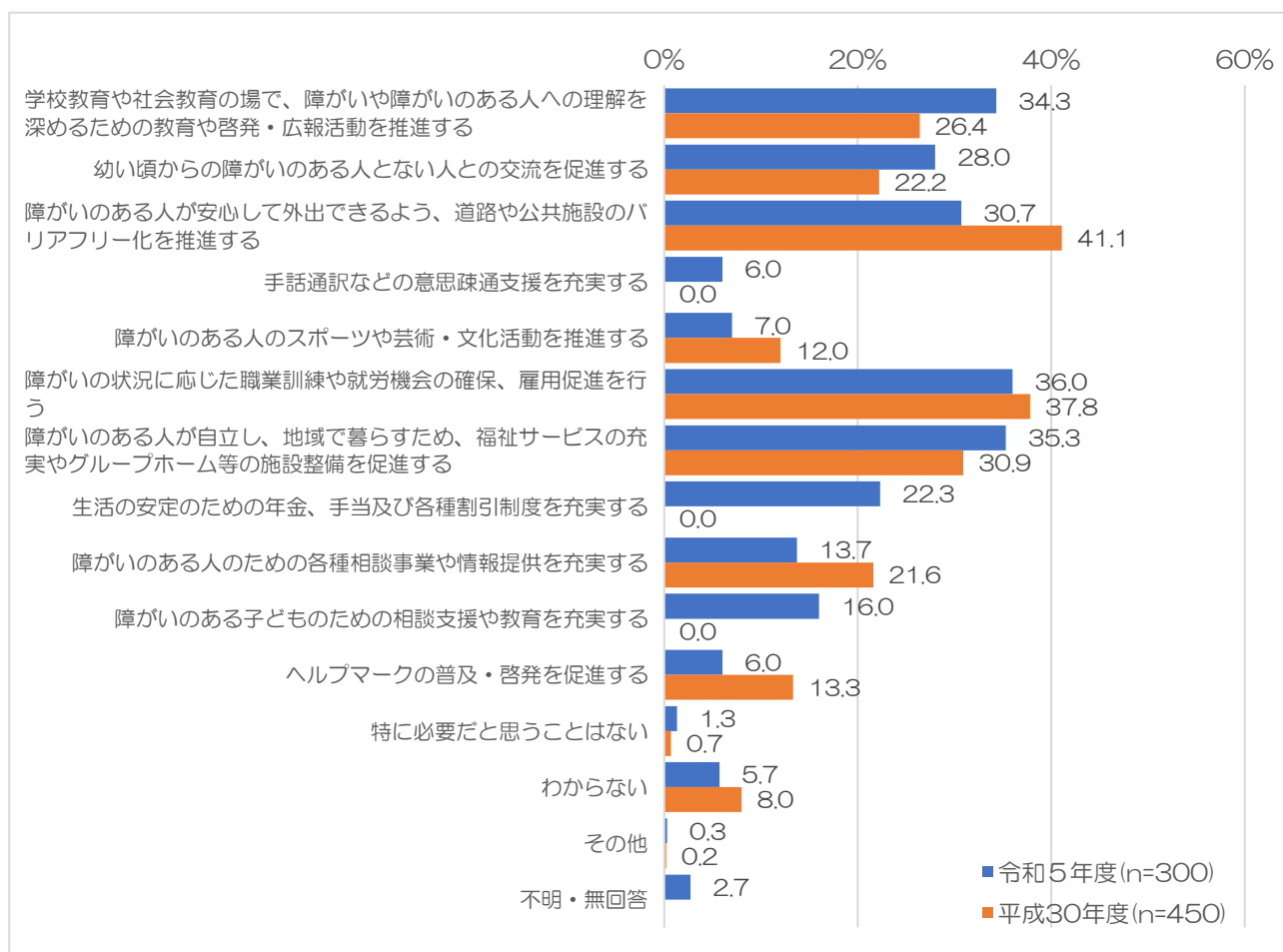
また、障がい者の人権を守るために必要なことは、「障がいの状況に応じた職業訓練や就労機会の確保、雇用の推進を行う」の割合が36.0%、「障がいのある人が自立し、地域で暮らすため、福祉サービスの充実やグループホーム等の施設整備を行う」の割合が35.3%、「学校教育や社会教育の場で、障がいや障がいのある人への理解を深めるための教育や啓発・広報活動を推進する」の割合が34.3%となっており、前回調査に比べ、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることの無いよう、障がいのある人への正しい理解と認識を深めることが求められています。また、今回調査時では、前回の調査項目になかった「生活の安定のための年金、手当及び各種割引制度を充実させる」を追加し22.3%となりました。

本町では、令和6年（2024年）に「第5期七宗町障がい者（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」を策定しており、保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図るとともに、障がい者の地域福祉の現状とニーズの把握を行い、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取り組みを進めています。

【障がいのある人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか】



【障がいのある人の人権を尊重し、共生社会を実現するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか】



(2) 施策の方向

事業名	取り組み内容
障がい者差別の解消	○職員の窓口での対応を指導し、各窓口にて障がい者を理由とする差別の解消を推進します。
住宅環境の改善と促進	○地域支援事業においてバリアフリー化の補助を行っており、障がいのある人の住宅環境のバリアフリー化を促進します。
地域支援事業の充実	○障がいのある人が地域において自立した生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図ります。
福祉教育の推進	○学校教育、社会教育において障がいのある人の人権を守る考え方の育成を推進するために、人権教室を定期的に行い、福祉教育の一環として実施します。
交流活動の促進	○特別支援学級などの児童との交流活動を促進し、障がいのある人と一緒に学習できる機会を充実させます。
障がいのある人の社会参加の促進	○障がいのある人が社会参加できるよう職業訓練や事業所における雇用の促進を図ります。また、障がいの有無に関係なく、スポーツや文化活動に参加できるような体制づくりに努めます

⑤ 同和問題（部落差別）

（１）現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別されるという、わが国固有の重大な人権問題です。

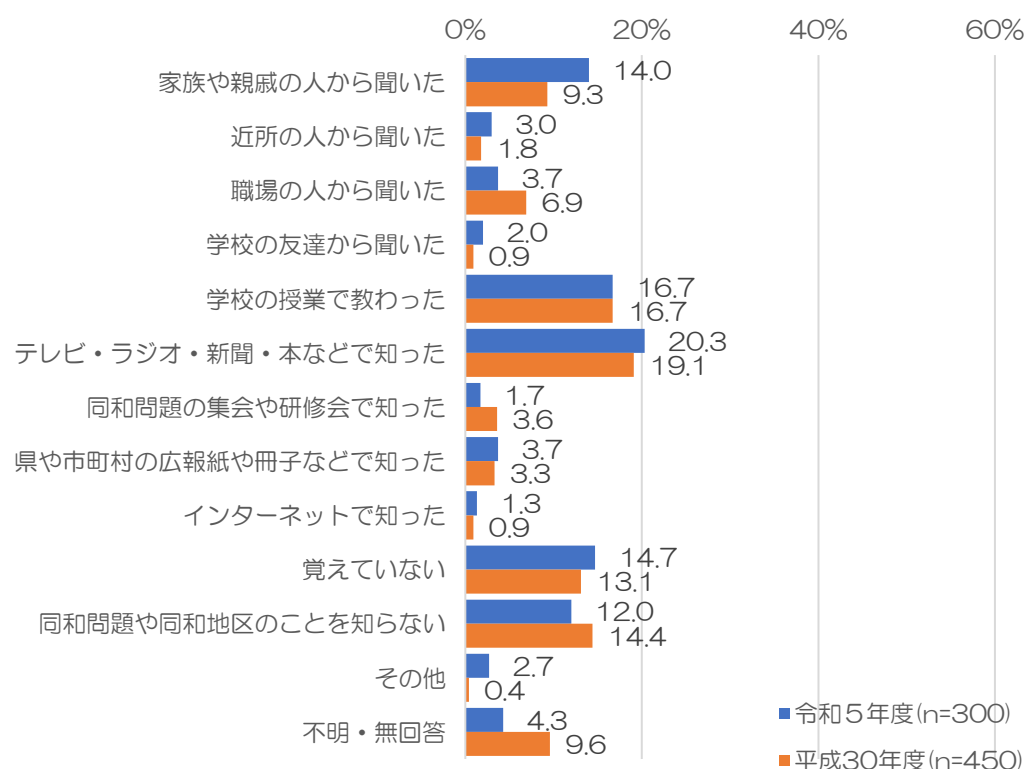
国においては、同和対策の早期解決に向けて、「同和対策事業特別措置法」が昭和44年（1969年）に制定され、平成28年（2016年）には、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることを鑑み、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

町民意識調査によると、同和問題や同和地区について、はじめて知ったきっかけは、「テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った」の割合が20.3%、「学校の授業で教わった」の割合が16.7%、「覚えていない」の割合が14.7%となっています。

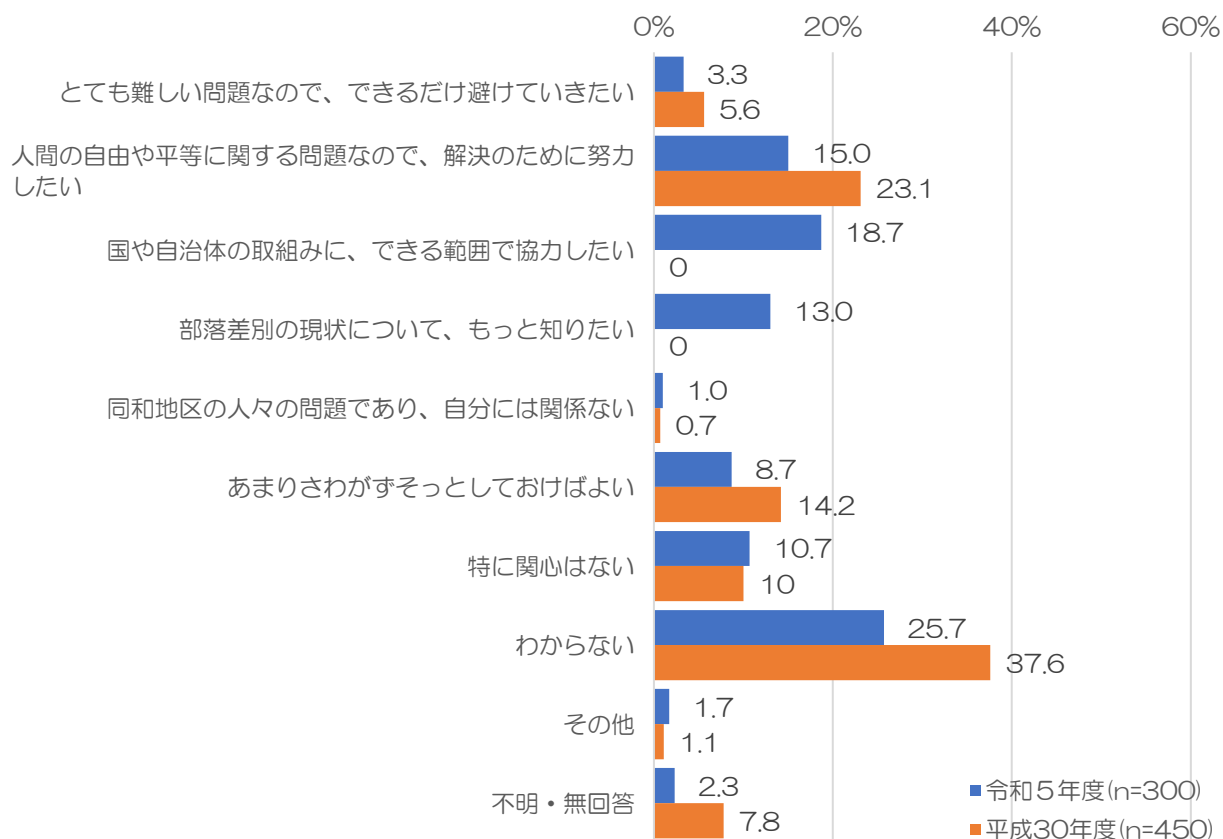
また、同和問題についての考え方については、「わからない」の割合が25.7%、「国や自治体の取組みに、できる範囲で協力したい」の割合が18.7%、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」の割合が15.0%となっており前回調査と比較しても大きな差異はありませんでした。

同和問題（部落差別）においては、住民一人ひとりが、同和問題（部落差別）を正しく理解し、同和問題（部落差別）についての正しい認識を持つことが必要です。

【あなたが同和問題や同和地区について、はじめて知ったきっかけは何ですか】



【同和問題について、あなたはどのように考えますか】



(2) 施策の方向

事業名	取り組み内容
人権同和問題（部落差別）に関する教育・啓発の推進	○同和問題（部落差別）についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消し、同和問題（部落差別）の解消を目指して、人権意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実させます。

⑥ 外国人の人権

(1) 現状と課題

我が国に入国する外国人は増加しており、こうした中で、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否など、異文化を十分に理解できないことによる差別行為が存在しています。

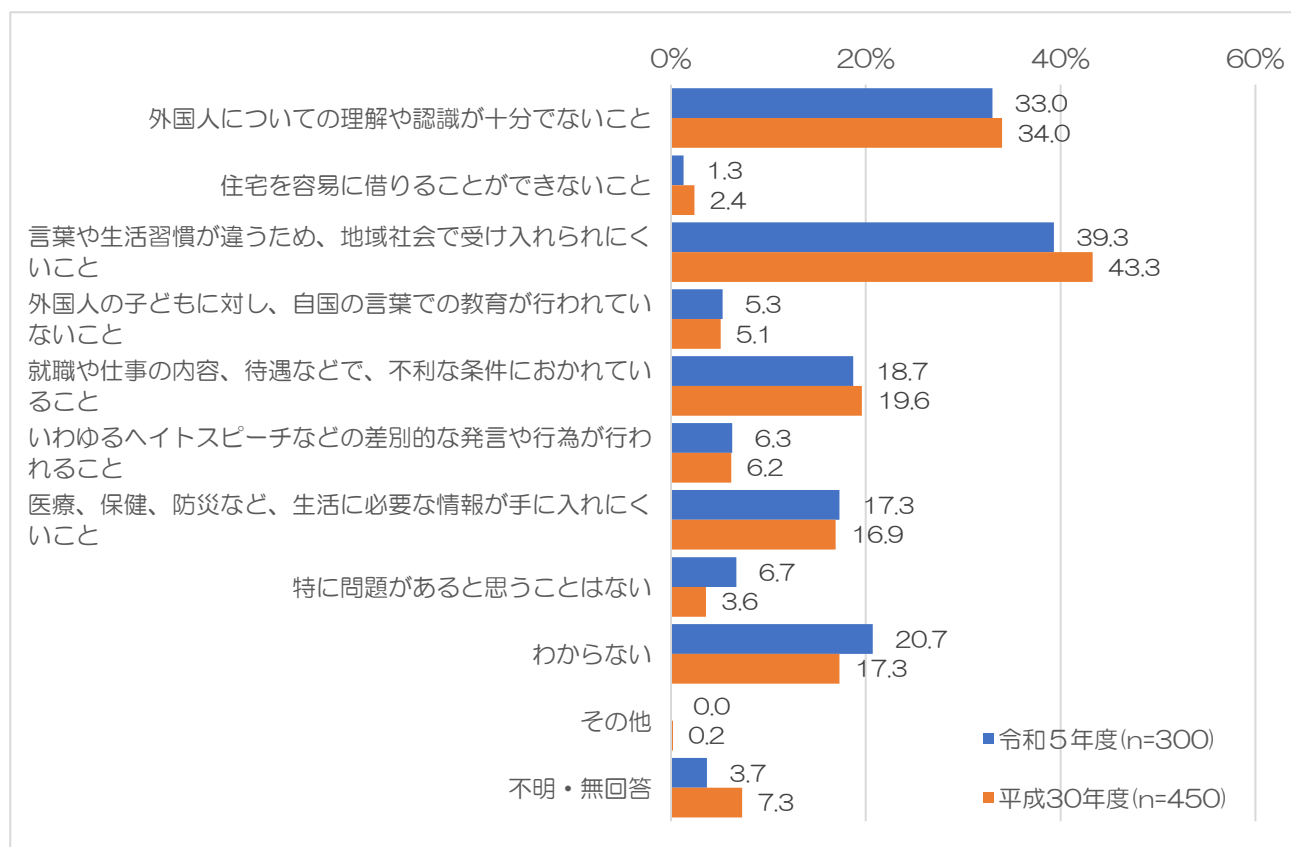
わが国では平成7年(1995年)に「人種差別撤廃条約」に加入しており、近年では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ※が行われるなどの社会問題も起こっており、平成28年(2016年)に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)※が施行されました。

令和6年には、「出入国管理及び難民認定及び法務省設置法及び外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が改正され今後もますます日本に滞在する外国人が増加することが予想されます。

町民意識調査によると、外国人の人権問題について、特に問題があることは、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」の割合が39.3%、「外国人についての理解や認識が十分でないこと」の割合が33.0%、「わからない」の割合が20.7%となっています。

本町では、小・中学校において、外国人との交流事業を実施するなど、他国の生活や文化について理解を深める教育の取り組みを充実させるため、学校教育の一環として取り組んでいます。今後も国籍や文化の違いに関わらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会の実現や、異文化を認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めていくことが必要となっています。

【外国人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか】



(2) 施策の方向

事業名	取り組み内容
多文化共生の推進	○小・中学校において、外国人との交流事業を実施するなど、他国の生活や文化について理解を深める教育の取り組みを充実させます。

⑦ 感染症患者等（エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病患者、新型コロナウイルス感染症）の人権

（１）現状と課題

感染症患者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあり、さらには、新たな感染症の発生、まん延によって、感染者や医療従事者等に係る人権問題が課題となっています。

その中でも性感染症、特にHIV感染症*については、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、誰でも感染の可能性がある病気という認識を持つことや、検査による早期発見と治療によってエイズ*発症を遅らせることが可能であるとの認識を高めるための、正しい知識の普及が必要です。

ハンセン病*に関しては、平成21年（2009年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行により、各種施策が実施されてきました。

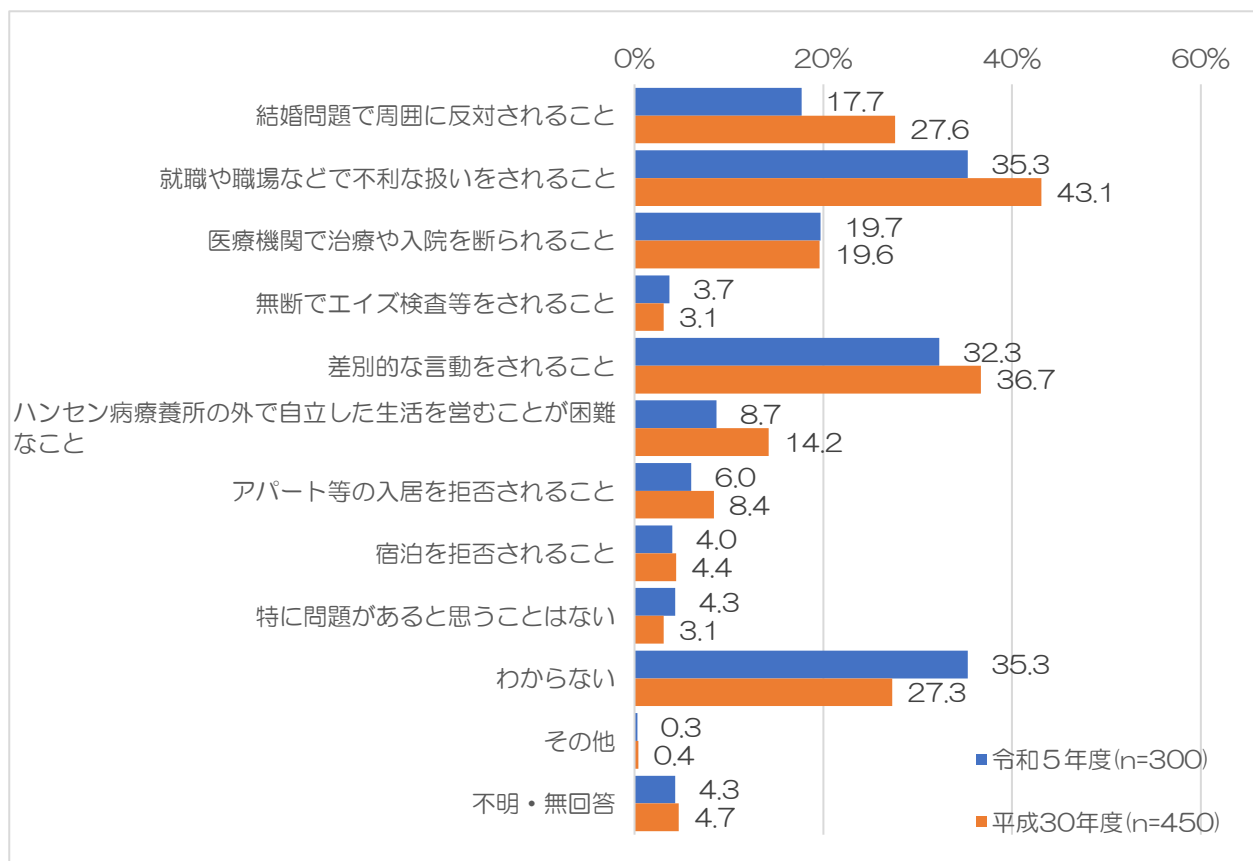
また令和2年（2020年）に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的にまん延し、本町内でも感染者が確認されその後、長期に渡って感染拡大防止策と、感染者に対する医療措置が取られました。その一方で、感染者、医療従事者やその家族、さらにはワクチン接種に係る誹謗中傷や偏見、差別（コロナ・ハラスメント、ワクチン・ハラスメント）が大きな社会問題となりました。

このような中で、県は令和2年（2020年）に「岐阜県感染症対策基本条例」を制定し、「何人も、感染症患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。」と定めましたが、患者等が今もなお、社会の差別や偏見に苦しんでいます。

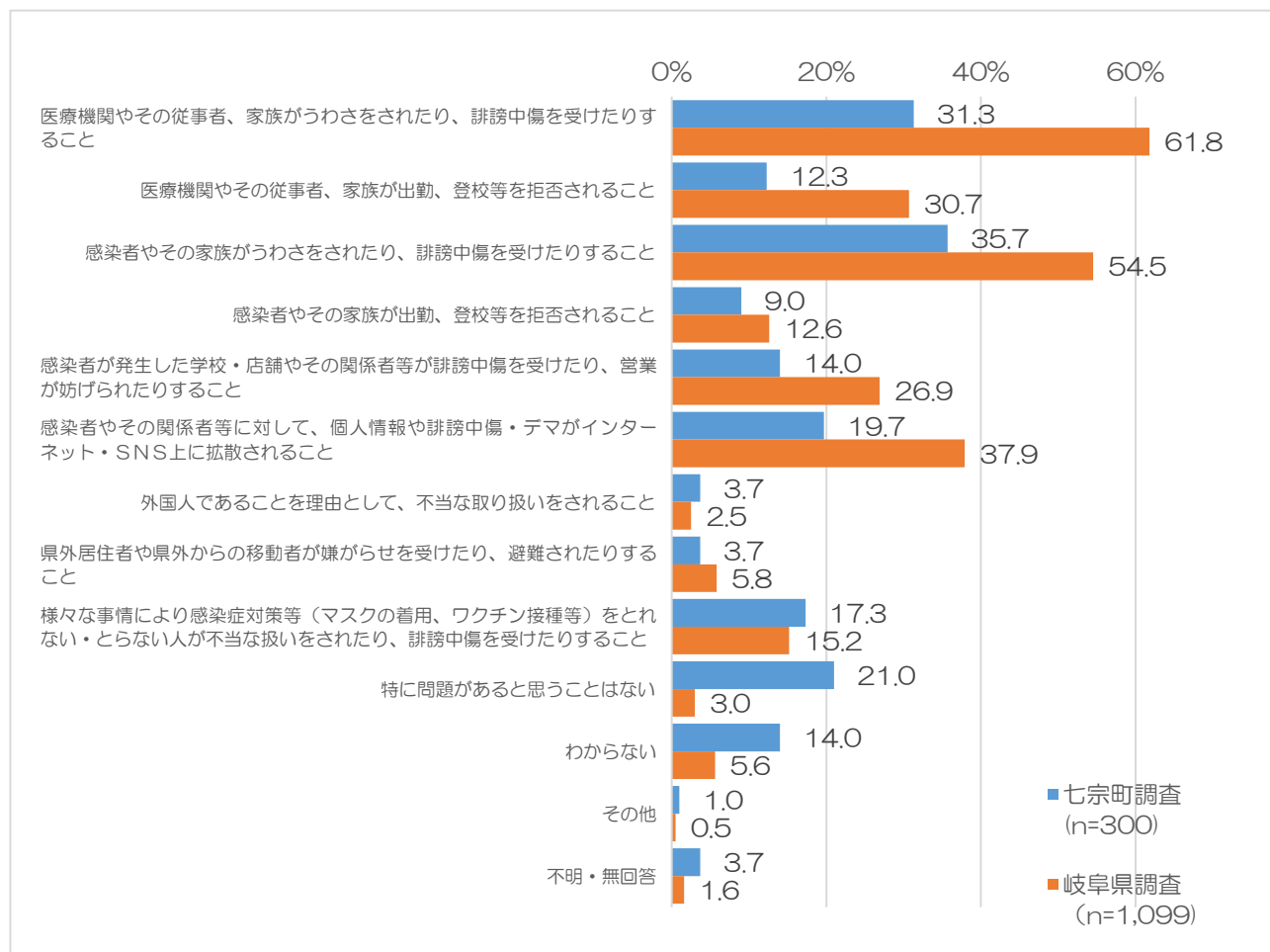
町民意識調査によると、感染症患者等の人権問題について、特に問題があると思うこととして、「就職や職場などで不利な扱いをされること」「わからない」の割合が共に35.3%、「差別的な言動をされること」の割合が32.3%となっています。また、新型コロナウイルス感染症に関する人権については「感染者やその家族がうわさされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が35.7%「医療機関やその従事者、家族がうわさされたり誹謗中傷を受けたりすること」が31.3%となっています。

感染者や難病に対する理解や認識が十分でないことによる偏見や差別が依然として存在しています。このため、感染症等に関する正しい知識の普及と正しい情報を提供することにより、偏見や差別の解消を図るとともに、感染症患者に限らず、「すべての患者の人権に配慮した医療行為が行われることにより、患者と医療関係者の信頼関係をいっそう深めていく必要があります。

【感染症患者等の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか】



【新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、特に問題があると思うことはどのようなことですか】



(2) 施策の方向

事業名	取り組み内容
正しい知識の普及啓発の推進	○HIV 感染症やハンセン病、新型コロナウイルス感染症などに対する正しい知識や認識を深め、不当な差別や偏見の解消を図るための、教育・啓発に努めます。
相談支援体制の充実	○感染症の不安や悩みなどに対する相談を充実するとともに、保健所、医療機関との連携を促進します。
学習機会の充実	○学校教育などでエイズ教育等の充実を図ります。

⑧ 犯罪被害者とその家族の人権

(1) 現状と課題

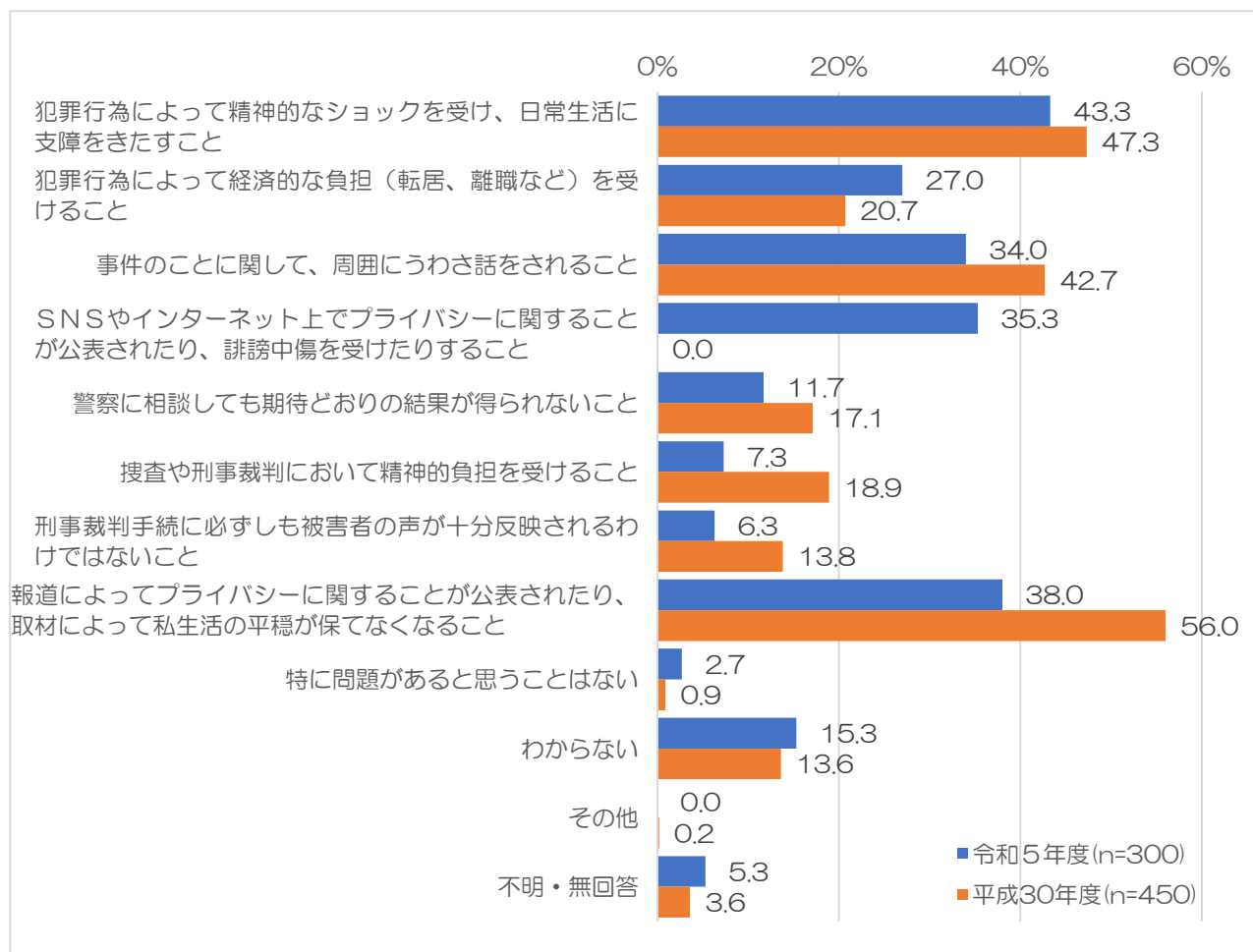
犯罪被害にあわれた方とその家族は、傷害を負わされ、家族を失うといった被害に加え、重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷や、過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国は、こうした状況を踏まえ、「犯罪被害者等基本法」を平成16年（2004年）に制定し、犯罪被害者に関する施策を進めています。

本町では、平成30年（2018年）に「七宗町犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取り組みを行っています。

町民意識調査によると、犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があることとして、「犯罪行為によって精神的なショックを受け、日常生活に支障をきたすこと」の割合が43.3%、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり取材によって私生活の平穏が保てなくなること」の割合が38.0%、「SNSやインターネット上でプライバシーに関することが公表されたり、誹謗中傷を受けたりすること」の割合が35.3%となっています。犯罪被害者とその家族が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、二次的被害を受けず、地域で平穏に過ごせるよう、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づいた協力が促進されるような取り組みが必要となっています。本町においては、社会全体で犯罪被害者に寄り添い、犯罪被害者等が安全に暮らせる地域づくりのため、国、県、町、その他関係機関との連携・協力して取組を進めます。

【犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか】



（２）施策の方向

事業名	取り組み内容
途切れのない支援を実現する体制の整備	○対象者に円滑に支援が行き届くように、国、県等の関係機関との連絡を図り、切れ目のない支援を行う。

⑨ 刑を終えて出所した人の人権（再犯防止計画）

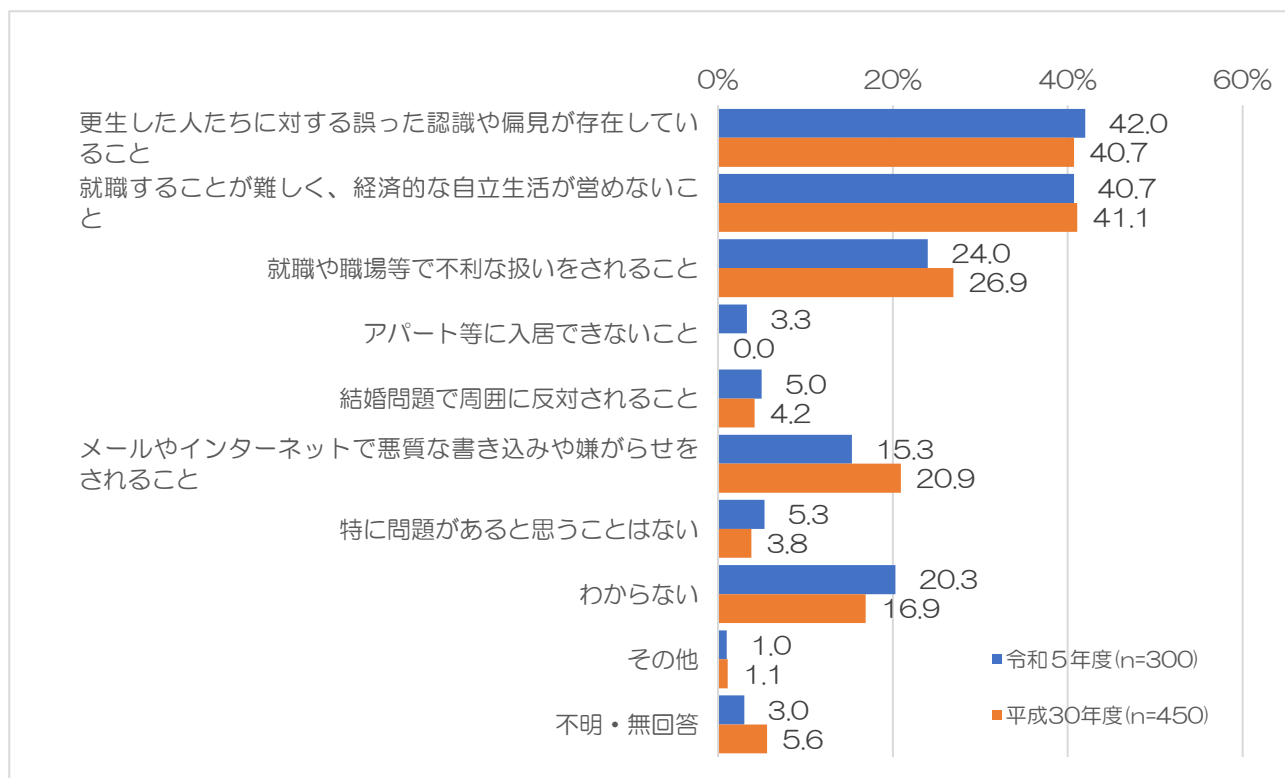
（１）現状と課題

刑を終えて出所した人や罪や非行を犯した人に対しては、本人に強い更生の意欲があっても、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識が存在し、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

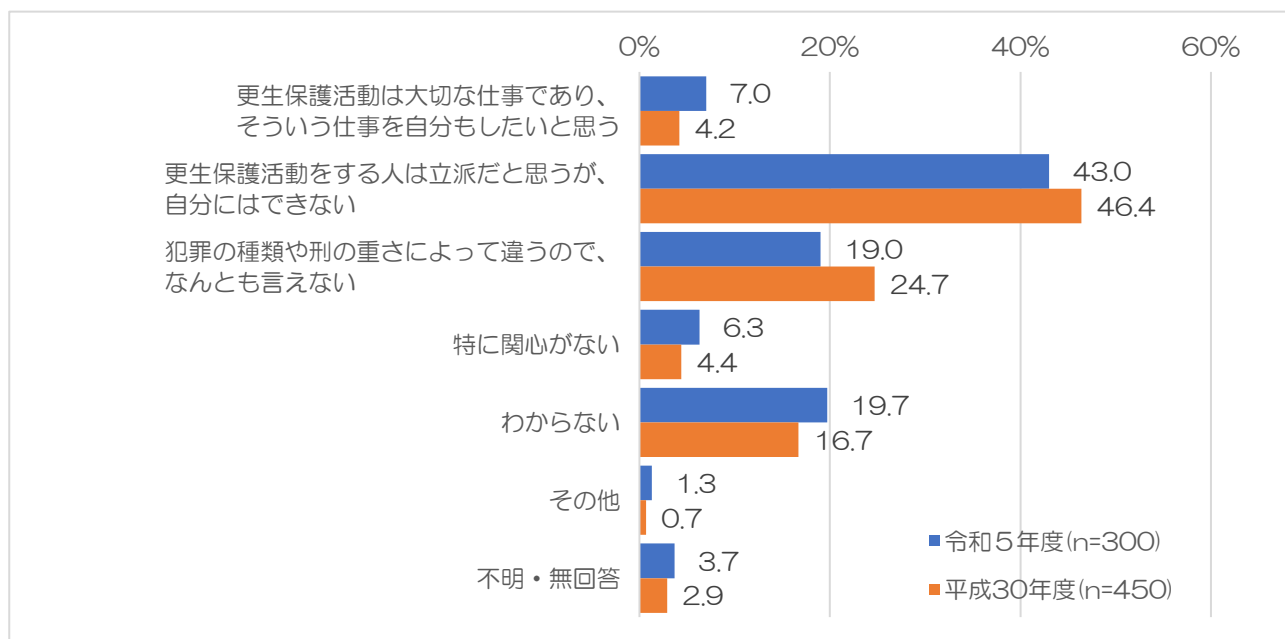
国においては、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が、平成28年に施行され、令和5年（2023年）に「第二次再犯防止推進計画」が策定されております。

町民意識調査によると、刑を終えて出所した人の人権問題について、問題があると思うことは、「更生した人達に対する誤った認識や偏見が存在していること」の割合が42.0%、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」の割合が40.7%、「就職や職場等で不利な扱いをされること」の割合が24.0%となっています。また、「更生保護」活動については、「更生保護活動をする人は立派だと思うが、自分にはできない」の割合が43.0%、「わからない」の割合が19.7%、「判事の種類の重さによって違うので、なんとも言えない」の割合が19.0%となっており、こうした偏見や差別意識を解消し、刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営めるよう、社会復帰のための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

【罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があると思いますか】



【もし、「更生保護」活動をしませんかと呼びかけられたら、あなたはどのようにしますか】



（２）施策の方向

本町では、「再犯防止等の推進に関する法律」に基づき、「七宗町人権施策推進指針」の本項を「七宗町再犯防止計画」とし、罪を犯した人が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰するための支援を推進することで、誰もが安全に暮らせるまちづくりを推進します。

① 基本方針

再犯防止の取組は、これまでは主に刑事司法関係機関により実施されてきましたが、様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく立ち直っていくためには、刑事司法関係機関とともに地方公共団体、民間協力者等は一丸となって支援に取り組むことが必要です。

そのため、再犯防止推進法第３条に規定される基本理念及び、県の主な取り組み内容を踏まえ、再犯防止に必要な支援の実施や理解促進のための広報・啓発を行います。

② 施策の方向性（主な取り組み）

Ⅰ 保護司等の活動に対する協力・支援の充実

刑を終えて出所した人の社会復帰を目指し支援活動を行う保護司への支援を行います。

Ⅱ 法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の推進

毎年７月に開催される社会を明るくする運動強調月間に合わせ、保護司や更生保護女性会、関係機関と連携し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、地域の理解を深めることを目的として「社会を明るくする運動」を推進します。

Ⅲ 刑を終えて出所した人に対する偏見・差別意識の解消のための人権啓発

「社会を明るくする運動」をはじめとした広報活動を推進し、地域理解を深めるとともに、犯罪や非行する人を生み出さない家庭や地域を築きます。

⑩ インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

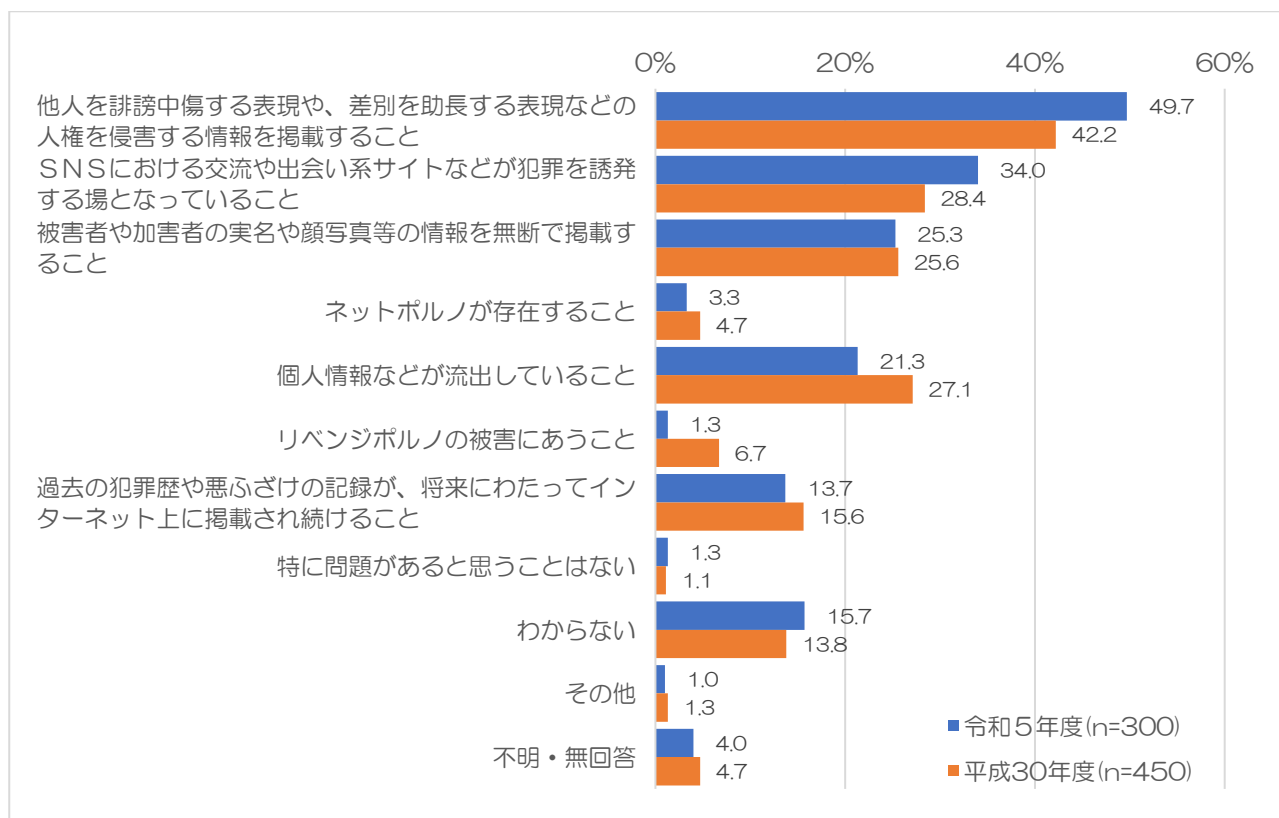
高度情報化が進展する現代社会において、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増し、社会情報の大部分が提供されています。そのため、人々の価値判断、意識形成に大きな影響力を持ち、また、人権が尊重される社会を形成する上で重要な役割を担っています。近年、その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加しています。

国においては、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ*責任制限法）*」が施行され、令和4年には、SNS上の誹謗中傷の書き込み等にも「侮辱罪」が適用されるよう法定刑が引き上げられました。

町民意識調査によると、インターネットによる人権侵害について、特に問題があることとして、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が49.7%、「SNSにおける交流や出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっていること」の割合が34.0%、「被害者や加害者の実名や顔写真等の情報を無断で掲載すること」の割合が25.3%となっています。

このような中、本町では、児童生徒や保護者に向けたインターネットの正しい使い方や情報モラルについて学ぶ授業を取り入れ、インターネットにおける人権侵害を未然に防ぐための取り組みを進めています。

【インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うのはどのようなことですか】



(2) 施策の方向

事業名	取り組み内容
インターネットによる人権侵害防止の啓発	○インターネットによる情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるために広報誌等により啓発します。

⑪ 性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権

（１）現状と課題

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性自認及び、同性愛等の性的指向をもつ人など、性のあり方において、少数派である人の総称で、LGBTQ+※とも呼ばれています。また、性的指向と性の自己認識の視点で性の多様性を表す言葉としてSOGI※という呼称も使われています。なお、我が国では人口の約8%が性的少数者であると推定されています。

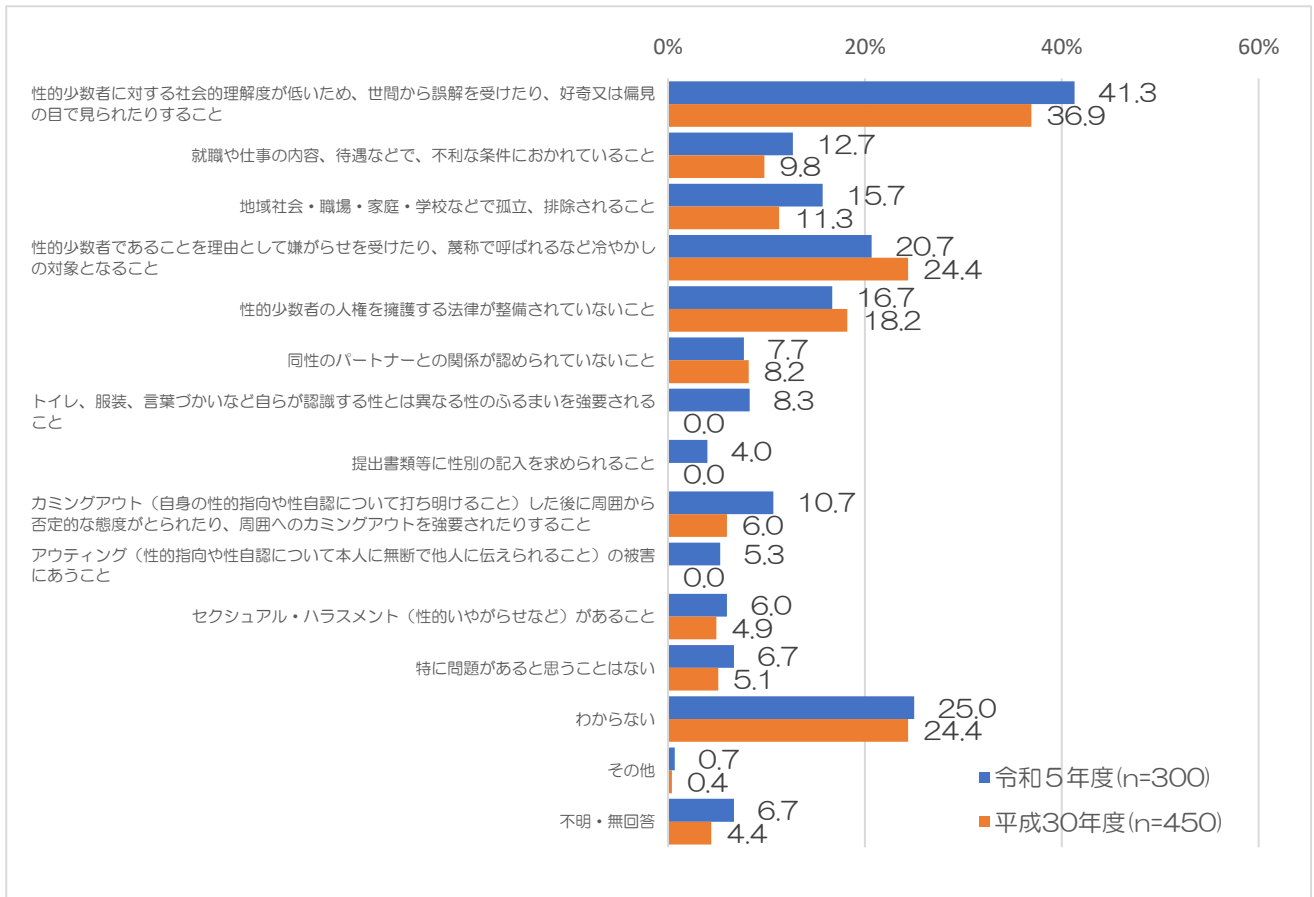
性的少数者の人は、幼児期からいじめの対象となりやすく、また社会に出てからも就職などで不当な扱いを受けたりして、自らの性のあり方について違和感をもっている、家族や友人に言うことなく、社会的に孤立している人も見られるなど、性のあり方を理由とする偏見・差別を受けるなど様々な問題が発生しています。

町民意識調査によると、性的少数者に関する人権問題について、特に問題があることとして、「性的少数者の人に対する社会的理解度が低い、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること」の割合が41.3%、「わからない」の割合が25.0%、「性的少数者を理由として、嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」が20.7%となっています。また、性的少数者の人権問題を解決するために、特に必要があることとして、「性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が30.0%、「公共施設や店舗等のトイレや更衣室など、性的少数者の人が生活しやすい環境を整備する」の割合が25.0%、「わからない」の割合が24.7%、となっています。

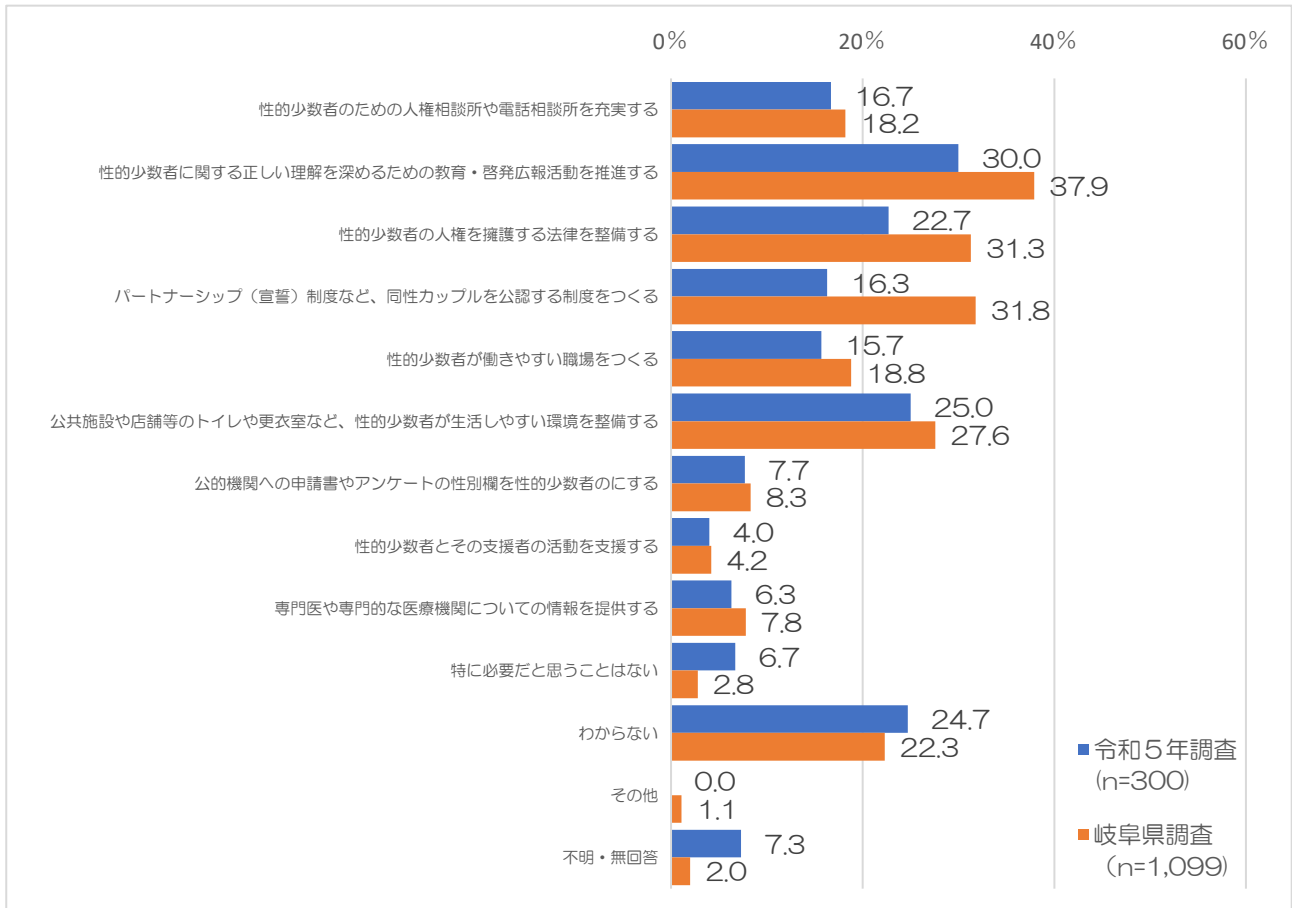
我が国では、令和5年（2023年）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティ※の多様性に関する国民理解の増進に関する法律」が制定されましたが、依然として同性カップルの婚姻が法的に認められていません。住宅の契約や病院での面会が拒否されるといった問題など困難を強いられていることを踏まえ、岐阜県では令和5年（2023年）に「パートナーシップ制度」を導入し、戸籍上同姓のカップルにおいて、婚姻と同等の関係を承認する制度を設け、本町でも同性カップルの公営住宅の入居申込みについてパートナーシップ宣誓書の利用できる制度を設けています。

性別や性的指向に拘わらず、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重されなければなりません。そのためには、まず性の多様性についての正しい知識と、「性的マイノリティ」の人達が生き生きとした生活を送ることに対して、何が困難にしているのかを知り、それを踏まえて差別や偏見をなくすための効果的な教育・啓発を行うことが必要です。

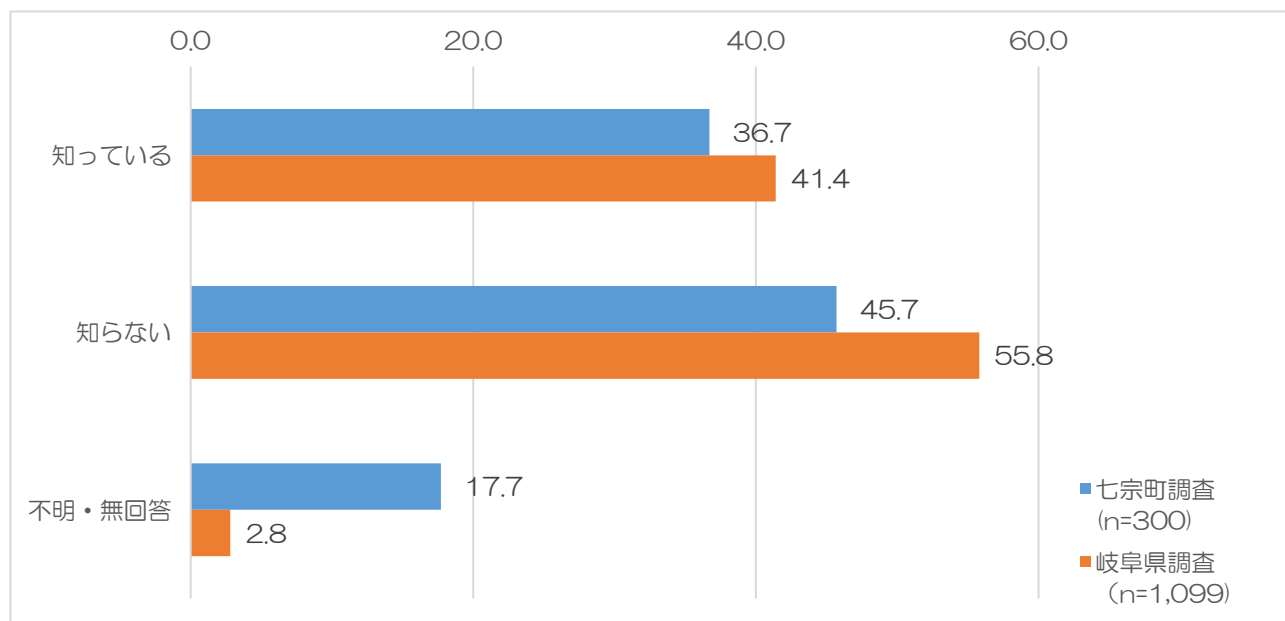
【性的少数者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか】



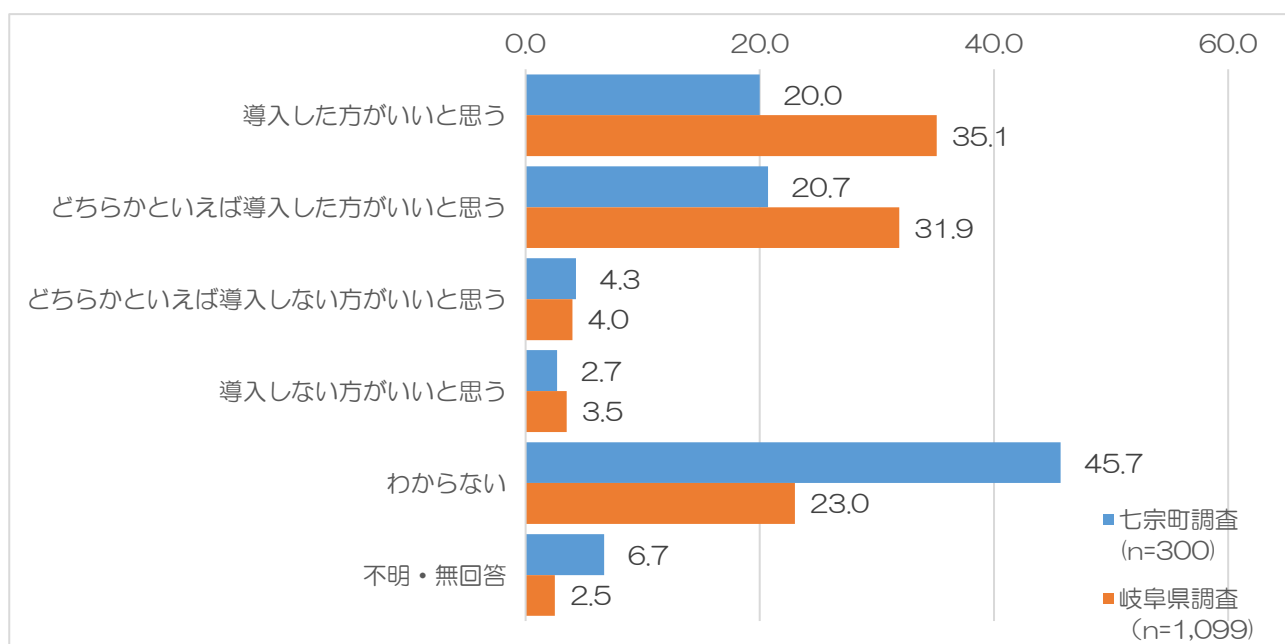
【性的少数者の人権問題を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか】



【パートナーシップ（宣誓）制度を知っていますか】



【パートナーシップ（宣誓）制度を導入することについて、あなたはどのように思いますか】



（２）施策の方向

事業名	取り組み内容
性的少数者についての啓発促進	○性的指向や性自認に対する正しい知識の普及・啓発に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

⑫ 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題

近年、大地震や土砂災害、台風や豪雨など様々な自然災害が頻発しています。自然災害が発生したときは、高齢者、障がいのある人、子どもや病気のある人など、災害弱者になりやすい人は、避難活動や被災後の生活などに多くの困難を抱えることが予想されます。

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらしました。

福島第一原子力発電所の事故により被災された人々に対して、風評に基づく心ない嫌がらせ等も発生し、偏見や差別が今なお懸念されています。

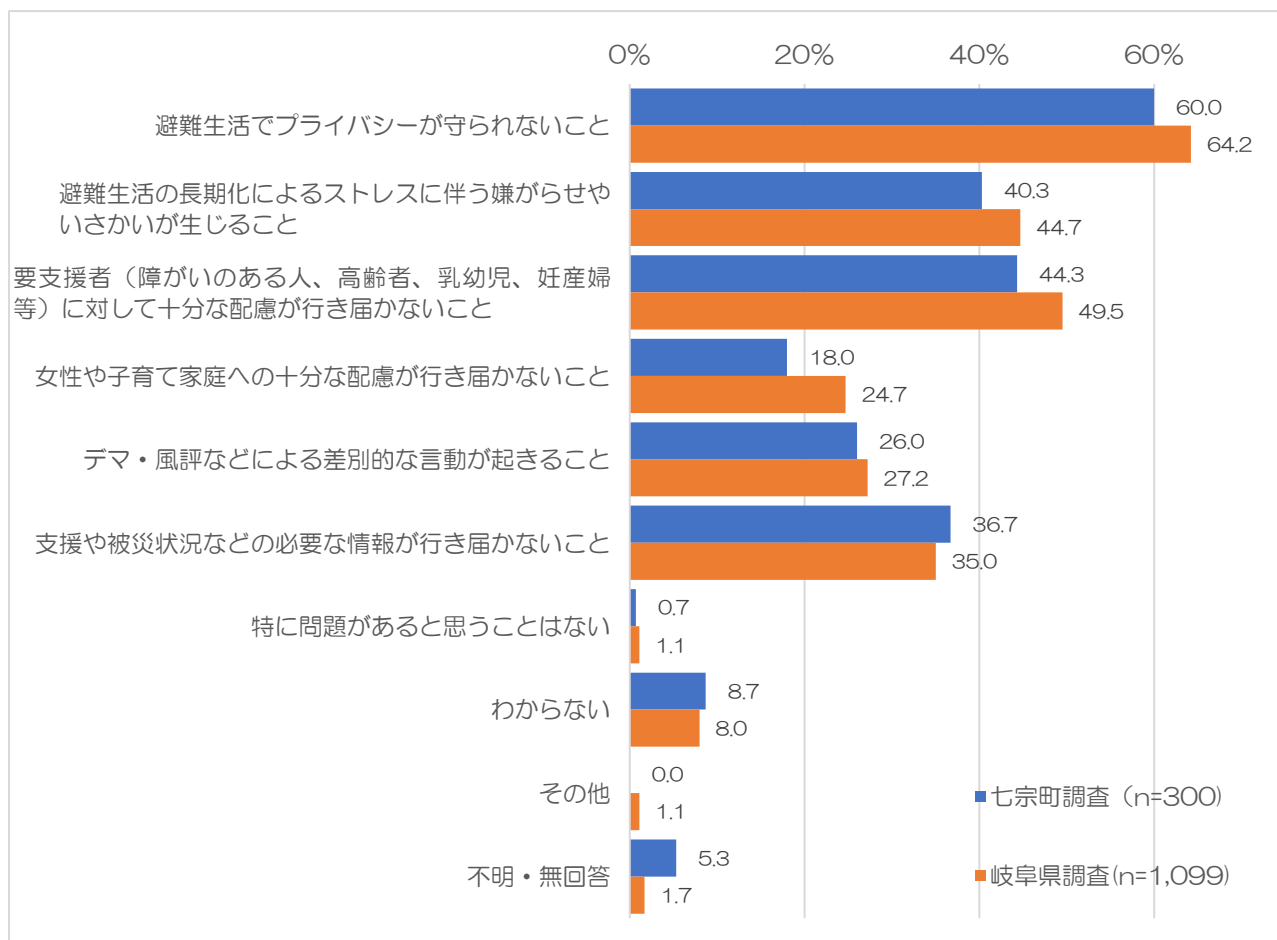
2016年(平成28年)4月14日に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシー確保のほか、障がい者、女性、高齢者、外国人等の要配慮者への対応が必要なが改めて認識されました。また、2024年1月1日16時10分にマグニチュード7.6(暫定値)石川県能登地方に能登半島地震が発生しました。震災等の大きな災害の発生時は、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなど人権侵害に当たり得る行動になってしまうかもしれません。正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりを持って行動しなければなりません。

町民意識調査によると、大規模災害が起きた場合の人権問題について、特に問題があることとして「避難所生活でプライバシーが守られないこと」の割合が60.0%、「要支援者(障がいのある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等)に対して十分な配慮が行き届かないこと」の割合が44.3%、「避難所生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」の割合が40.3%となっています。

本町では、毎年9月に実施される、「地域防災訓練」の際に、町の職員から避難所運営に係る説明を行い、大規模地震時に避難所で起こる様々な事案にどのように対応していくかを学ぶ「避難所運営基礎講習」を開催し、災害時の人権についての理解を深める事業を行っています。

要支援者(障がいのある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等)については、災害時要支援者(支援を必要とする人)の名簿を整備し、災害時の要支援者の人権に配慮できるような支援体制の構築に努めます。

【大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますか】



（２）施策の方向

事業名	取り組み内容
災害に起因する人権の啓発	○避難時においても配慮を要する人の人権が守られるよう、理解と関心を高めるための啓発を推進します。
人権に配慮した避難所の開設及び運営	○避難所の運営にあたっては、人権に配慮した運営ができるよう努めます。 また、地域で開設する避難所においても、人権を意識した避難所となるよう啓発を推進します。
要配慮者避難支援体制	○災害発生時の避難に特に支援を要する方をあらかじめ確認しておき災害発生時の危険が生じたときに、近隣住民が支援し速やかに避難できるよう避難支援体制の構築。

⑬ その他の人権

（１）現状と課題

これまであげた分野別の人権問題のほかにも、日本国内には社会情勢により生じた様々な人権問題が存在します。高度情報化社会の中で、業務上知り得た個人情報などを不正に提供し、報酬を得るといった事案にみられるような個人情報の保護の問題、そして今後、新たに生じる多様な課題に対して正しい知識の普及と理解を深めるよう、周知・啓発を推進していく必要があります。

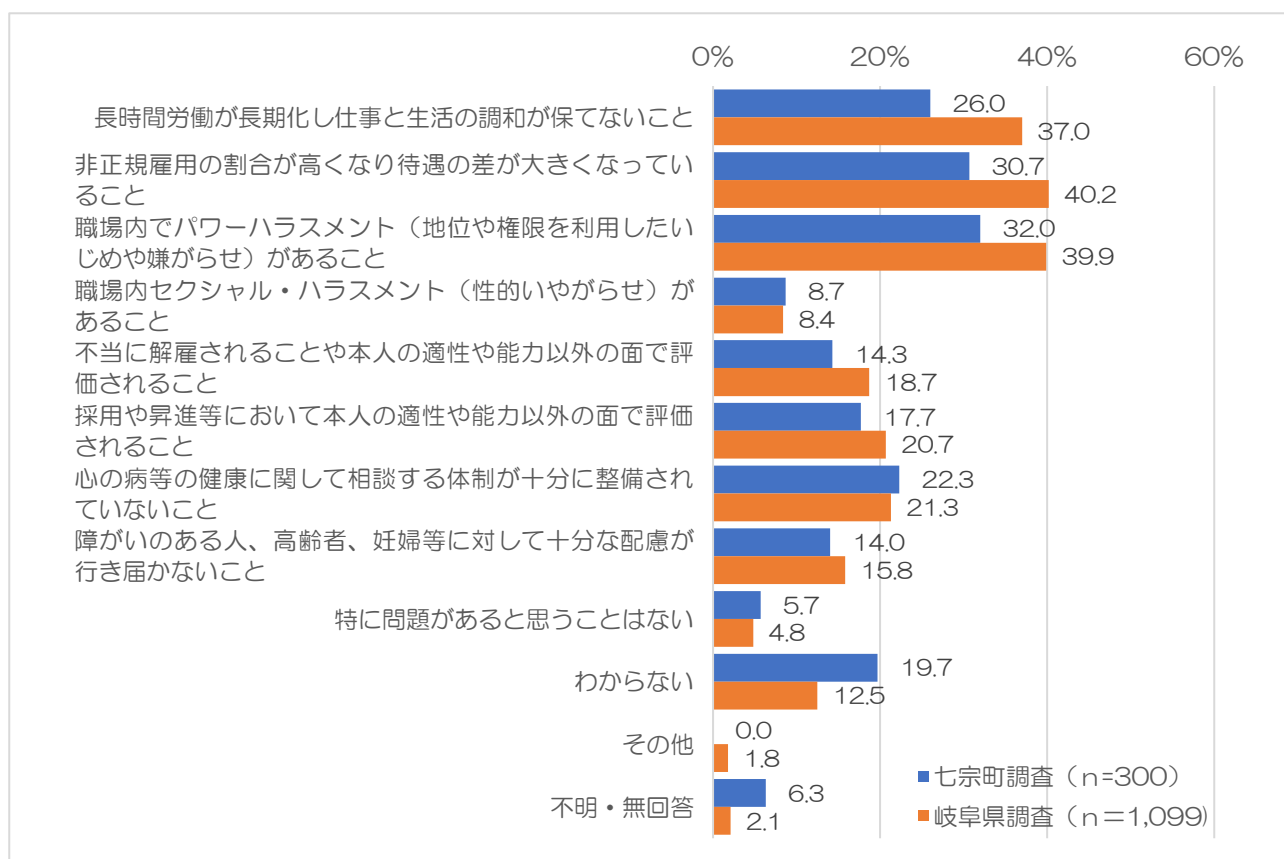
働く人の人権課題として、1999年（平成11年）に施行された改正男女雇用機会均等法で、セクハラに係る規定が創設され、2007年（平成19年）には、セクシャルハラスメント防止のために、事業主には職場における必要な「措置を講ずる義務」を定め、男女問わずセクシャルハラスメントの対象となることが明示されたり、妊娠・出産等に関するハラスメント（マタニティハラスメント）防止措置義務が新設されマタニティハラスメントに関する規定が設けられました。また、最近では令和2年にはセクシャルハラスメント及びマタニティハラスメントに関する防止対策が強化されました。

こうしたハラスメントに関する問題のほかにも長時間労働の長期化による過労死、仕事と生活の調和が保てないことなどが大きな問題となるなか、時間外労働の上限規制などの働き方改革関連法が順次施行されました。事業主、労働者がそれぞれの立場から、一人ひとりの人権を尊重する職場環境をつくっていくことが大切です。

町民意識調査によると、職場での人権問題について、特に問題があると思われるのはどのようなこととして「職場内でパワーハラスメント（地位や権限を利用したいじめや嫌がらせ）があること」の割合が32.0%、「非正規雇用の割合が高くなり待遇の差が大きくなっていること」の割合が30.7%、「長時間労働が長期化し仕事と生活の調和が保てないこと」の割合が26.0%となっています。

ハラスメントや働き方改革、その他労働問題に対しては、組織で取り組むことが大切です。職場での取り組みを促進することにより、働く人の人権に配慮した職場づくりの教育及び啓発の取り組みを進めていきます。

【職場での人権問題について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか】



（２）施策の方向

事業名	取り組み内容
国・県などとのネットワークの充実	○適切なアドバイスを受けるため、国や県の関係機関と連携を深め、町民に対して啓発推進に努めます。
職場における人権啓発	○正規雇用・非正規雇用や性別・年齢等を理由とした職場における差別的な処遇をなくすよう人権尊重を啓発します。
職場におけるハラスメントの防止	○職場におけるハラスメント等の人権侵害を防止するための啓発を推進します。



第 3 章 資料

1 用語解説

あ行

HIV感染症

ヒト免疫不全ウイルスの感染は、確認されているが、エイズの指標疾病であるカリニ肺炎の発症はしていない人のこと。

エイズ

「後天性免疫不全症候群」の原因となるヒト免疫不全ウイルスのこと。

LGBTQ+

セクシャルマイノリティを総称する言葉のこと。

か行

基本的人権

すべての人間が人間であるかぎりにおいてもっている権利。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合のことを指します。

さ行

障害者差別解消法

すべての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律です。（平成28年4月施行）

人権施策

人権に関する実行すべき計画のこと。

人権尊重

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと。

ジェンダーアイデンティティ

自分の性別をどの認識しているかを表す概念

SOGI

Sexual Orientation（性的指向）Gender Identity（性自認）の頭文字をとった言葉。

た行

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。（平成11年6月施行）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

インターネットや携帯電話の掲示板等で誹謗中傷を受けたり、個人情報を開示されたりして、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や管理者等に対して、これを削除するよう要請する一方、事業側がこれを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというもの。また権利を侵害した者の情報の開示請求ができることも規定している。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

は行

ハンセン病

明治6年（1873年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

プロバイダ

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。

ヘイトスピーチ

特定の対象（人物や集団）に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とした法律です。（平成28年6月施行）

2 関係法令等

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあることを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて的人是は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて的人是は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて的人是は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月 6日施行

（目 的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期目）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消推進法）

平成25年6月26日公布

平成28年4月1日施行

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条—第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条—第二十条)

第五章 雑則(第二十一条—第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(この政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(令三法五六・一部改正)

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令三法五六・一部改正)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(令三法五六・一部改正)

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(令三法五六・一部改正)

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(令三法五六・一部改正)

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 (令和三年六月四日法律第五六号)

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和五年政令第六〇号で令和六年四月一日から施行)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消推進法）

平成28年6月3日公布・施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過する

ことは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、相応しいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措

置を講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（相談体制の整備）

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じね本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は公布の日から施行する。

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

平成28年12月16日公布・施行

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院 法務委員会（H28.11.16）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院 法務委員会（H28.12.8）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

七宗町人権施策推進指針

令和 7 年 3 月

発行 七宗町役場 健康福祉課

〒509-0492 岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番地 3

TEL 0574-48-1112(直通) FAX 0574-48-1360
